資　料　編

中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要（平成11年度～平成28年度）

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H11	■H11.12.27「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について（平成11年12月27日付広原第9号）」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始　→鳥取県から米子市、境港市へ情報提供	○H11.10.5　東海村JCO臨界事故を受け、鳥取県議会議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②島根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議すること等について、中国電力へ申し入れを実施	H11.10.12茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所で発生した「臨界被爆事故」を受け防災体制の強化、すみやかな情報伝達、米子市との安全協定締結について申し入れ	
H13	■H13.6.12「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について（平成13年6月12日付」→原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時についても連絡することに変更	○H13.12.27　鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）決定（EPZ圏外）		
	■H13.11.26「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について（平成13年11月26日付」→発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更			
H14		○H14.4.16　内閣総理大臣から鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の承認通知		
H17			H17.11.2島根原子力発電所におけるプルサーマル計画、3号機の建設計画を受け米子市との安全協定締結について申し入れ	H17.11.28 2号機ﾌﾟﾙｻｰﾏﾙ導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ
H18			地域防災計画（島根原子力発電所）編を策定	
H19				域防災計画（原子力災害対策編）を策定
		○中電との防災計画等の見直しに係る事前協議（H19.6.22、7.9） ○本協議（H19.8.31）通報連絡体制・基準、2号機ﾌﾟﾙｻｰﾏﾙ計画、3号機建設等について		H19.9.20 新潟県中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、安全協定の締結について中国電力へ申し入れ
		○本協議(H19.11.14）県から中電への要望①原災法10条事象未満のﾄﾗﾌﾞﾙ事象の情報提供、②2号機ﾌﾟﾙｻｰﾏﾙ導入に伴うEPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者的立場の専門家を入れた客観的な活断層調査の実施等	H19.10.17新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所における災害発生を受け米子市との安全協定締結について申し入れ	
		○H20.3.7「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について（依頼）（平成20年3月7日付第200700184133号）により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼		
H20	■H20.5.16「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について（回答）（平成20年5月16日付鳥支広11号）　→鳥取県への平常時連絡事項の情報提供（核燃料輸送経路等の機微情報を除く）が開始。→鳥取県から米子市、境港市へ情報提供			
	■H20.6.16「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について（平成20年6月16日付広環エ第1号」→放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更			
H21		○H22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ		
H22	H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	○H22.4.30 点検不備に係る中間報告を受けて、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ		H22.4.1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ
	H22.6.3 点検不備に係る最終報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	○H22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ		
		H22.9,3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申入れ	H22.9,1島根原子力発電所の点検不備を受け米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定締結について申し入れ	
	H22.10.21島根原発2号機運転再開について島根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明。	H22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ		H22.12.1 保守管理等の不備を受け、安全管理体制及び安全協定締結について、中国電力へ申し入れ
	H23.3.17、24　島根原発の津波対策について公表	○H23.3.14 福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ	H23,3,15福島第一原子力発電所での事故を受け、プルサーマル計画を含めた島根原子力発電所の耐震性・安全性について検証と結果の公表、米子市との安全協定締結について申し入れ	

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H23	H23.4.13 島根原発の津波対策について公表 H23.4.22 島根原発における緊急安全対策の実施状況を国に報告 H23.5.16 島根原発の外部電源の信頼性の確保に係る評価及び対策の実施状況を国に報告 H23.6.14 島根原発におけるｼﾋﾞｱｱｸｼﾃﾞﾝﾄへの対応に関する措置の実施状況について国へ報告	○H23.4.8 関西広域連合からとして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自然ｴﾈﾙｷﾞｰ導入への積極的な取り組みについて緊急申し入れ ○H23.5.27知事から中国電力社長へ4項目（安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望）について申し入れ【8.8 関西広域連合の一員として知事から申入れ】		H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ
	H23,7,5　第１回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：島根原発本部から直接鳥取県へ情報提供〕※月１回ペースで協定締結に向けた協議を実施 H23,8,10　第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：緊急車両の原発立入時の連絡報告ほか〕 H23,10,11　第3回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：島根原発本部から直接米子市、境港市へ情報提供〕 H23,11,17　第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認（鳥取県等からの意見と誠実な対応を追加）等でお願いしたいと回答〕 H23,11,25　第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は、事前の報告でお願いしたいと回答〕	【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】 ○H23.8.8　知事から中国電力社長へ直接、申入れ（関西広域連合の一員として） 【申入れ項目】原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること　①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進、③省エネルギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること、・立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること ○H23.5.27　福島第一原発事故を踏まえ、知事から中国電力社長へ島根原子力発電所に係る4項目（安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望）について申し入れ ○H23,7,5～H23,11,25（第1～5回） ５月27日に知事から中国電力社長に申し入れた島根原子力発電所の安全対策等について具体的な検討等を進めていくため、実務者レベルで協定締結に向けた協議を実施 ○H23,11,26　知事、米子市長、境港副市長会議で協定締結に向けた協議を実施 ○H23,11,28　県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」 ○H23,12,15　知事、米子市長、境港副市長会議で協定締結に向けた協議を実施 ○H23,12,15　県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」 ○H23.12.25　島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等を締結（（鳥取県、米子市、境港市、中国電力）知事公邸）	【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】 H23,11,26　知事、米子市長、境港副市長会議 H23,12,1　　市議会全員協議会 H23,12,12　市議会全員協議会 　挙手により賛成を「確認」 H23,12,15　知事、米子市長、境港副市長会議	【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】 H23,11,26　知事、米子市長、境港副市長会議 H23,11,30 経済厚生委員会勉強会 H23,12,5 経済厚生委員会協議会 H23,12,14　市議会本会議 　全議員が賛否に係る意見を発言する。 H23,12,15　知事、米子市長、境港副市長会議
	12月25日　島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱　締結 ※5月27日の中国電力山下社長（現会長）への申入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開（原則一般傍聴も可能）で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。 また、住民の代表である県議会（常任委員会、特別委員会）に対しても、その都度説明をしてきた。			
	協　定　等　の　運　用　開　始			
H24		○H24.11.1　知事から中国電力苅田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申入れ ○H24.11.20　第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）開催 ○H25.1.23　第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会（実務者レベル）開催 ○H25.3.6　統轄監から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ ○H25.3.13　副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申入れ ○H25.3.15　中国電力清水副社長が知事へ直接申入れに対して（文書）回答・・・立地県と同等の対応を行う ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（回答） ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について（回答）		

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H25	H25.12. 25　原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」	※H25.11. 7　島根県と覚書を締結（島根県が島根原発に関する重要な判断や回答をするに当たって、本県として島根県知事に意見を伝える）。 〇H25.11.21　中国電力から鳥取県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告（島根県等にも同日対応） 〇H25.11. 22　第3回原子力安全対策PT会議（米子・境港市長との意見交換） 〇H25.11. 25　第4回原子力安全対策PT会議（中国電力による説明） 〇H25.11. 30　原子力防災専門家会議（中国電力による説明（申請内容に係る技術的検討等）） 〇H25.12. 4　中国電力主催の地元での説明会（住民も参加） 〇H25.12.11　3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長） 〇H2512.12　鳥取県議会全員協議会（中国電力による説明、事前報告について） 〇H25.12.13　覚書に基づく島根県からの意見照会 〇H25.12.17　安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答について知事から中国電力副社長へ直接、申入れ（県庁） ⇒（意見留保）適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 〇H25.12.25　知事が中国電力苅田社長と意見交換（県庁） 〇H26.3.10　中国電力主催説明会（2県6市の職員対象） ※H26. 3.26 鳥取県防災会議（地域防災計画と広域住民避難計画の修正）→　避難時間を4日間から20時間に短縮	H25.12.11　3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）	H25.12.11　3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）
H26	H27.3.18　中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告	〇H26.10. 21　知事が中国電力苅田社長に原子力防災対策（人件費など）の負担への協力を要請（中国電力本社） 〇H27.3.18　中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行うことの報告を知事が受領（立地と同等の対応） 〇H27.3.18　知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ・・・立地県と同等の対応を行う		
H27	H27.4.30　島根原子力発電所1号機営業運転終了 H27.9.11　中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告	〇H27.5.1　1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同党に対応するよう申入れ 〇H27.5.15　1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ 〇H27.9.14　計器の校正記録の不適切な取扱いに関することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ 〇H27.12.8　知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ（米子市長及び境港市長連名） 〇H27.12.14　中国電力より、申入れに対する文書回答（安全協定を改定する協議について等）	H28.2.18　第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催	H27.9.4　第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催
	12月22日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定　締結 ※廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定の運営要綱」の一部を改定する協定を締結			

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H28	○H28.4.28中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発１号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告 ○H28.5.21中電主催の住民説明会〔夢みなとタワー（境港市）〕	○H28.4.28知事から中国電力副社長へ申入れ ・島根１号機の廃止措置計画及び同２号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと ○H28.5.16第１回原子力安全顧問会議（中電からの聞き取り） ○H28.5.22第１回鳥取県原子力安全対策合同会議（島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り） ○H28.5.31鳥取県議会常任委員会 ○H28.6.12原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・３首長意見交換 ○H28.6.15鳥取県議会全員協議会 ○H28.6.17中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根１号廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。 ○H28.6.17島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答 ○H28.6.17国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）	○H28.5.19米子市議会全員協議会（中電からの聞き取り） ○H28.6.10米子市議会全員協議会 ○H28.6.12原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・３首長意見交換	○H28.5.17境港市議会（中電からの聞き取り） ○H28.6. 8境港市議会全員協議会 ○H28.6.12原子力安全対策PT会議（コアメンバー）・３首長意見交換
	○H28.7. 4 原子力規制委員会へ申請	○H28.7. 4安全協定に基づき申請した旨の報告受	○H28.7.4安全協定に基づき報告受	○H28.7.4安全協定に基づき報告受

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第１条　丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

２　丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

３　丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

４　丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第２条　甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第３条　丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第４条　丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

２　丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第５条　甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

２　乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。

３　甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができるものとする。

４　甲は、測定結果を公表するものとする。

（計画等の報告）
第６条　丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。
(1)　発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
(2)　原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第３条第１項第２号に規定する施設をいう。）の重要な変更
(3)　原子炉の廃止に伴う法第43条の３の33第２項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
２　甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）
第７条　丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）
第８条　丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。
(1)　発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
(2)　発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
(3)　放射性廃棄物の放出及び管理状況
(4)　発電所の定期検査の実施計画及びその結果
(5)　環境放射線の測定結果
(6)　温排水等の調査結果
(7)　品質保証活動の実施状況
(8)　高経年化対策の計画及び実施状況
(9)　その他必要と認められる事項
２　丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）
第９条　丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

（異常時における連絡）
第10条　丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。
(1)　原子炉施設の故障関係

①　原子炉施設の故障があったとき。
②　安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
③　原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
④　原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。

(2)　放射性物質の漏えい関係
①　放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
②　放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3)　放射線被ばく関係
①　放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
②　線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

(4)　その他
①　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
②　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
③　発電所敷地内において火災が発生したとき。
④　島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
⑤　発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
⑥　その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2　甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

（現地確認）
第 11 条　甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。
2　丁は、前項の現地確認に協力するものとする。
3　甲、乙、丙及び丁は、第１項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。

（教育訓練）
第 12 条　丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
2　丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

（防災対策）
第 13 条　丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第７条第１項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に

協力するものとする。

（公衆への広報）
第 14 条　丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

（連絡の方法）
第 15 条　丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。
(1)　第７条及び第８条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
(2)　第９条、第 10 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

（連絡責任者）
第 16 条　甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（損害の補償）
第 17 条　発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。
２　発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

（諸調査への協力）
第 18 条　丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

（協定の改定）
第 19 条　この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）
第 20 条　この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。
２　甲、乙、丙及び丁は、第５条第２項、第６条第２項及び第 11 条第３項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。
３　甲、乙及び丙は、第８条第１項、第９条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとす

る。

（その他）
第 21 条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ１通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 25 日
平成 27 年 12 月 22 日（一部改定）

甲　鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事　　平　井　伸　治

乙　鳥取県米子市加茂町一丁目１番地
米子市
米子市長　　野　坂　康　夫

丙　鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長　　中　村　勝　治

丁　広島県広島市中区小町４番 33 号
中国電力株式会社
取締役社長　　苅　田　知　英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第20条第１項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

第１条　協定第１条第１項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）

２　協定第１条第２項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。

３　協定第１条第２項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年６月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。

４　丁は、協定第１条第４項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

第２条　協定第３条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針(昭和50年５月13日原子力安全委員会決定)」による。

（計画等の報告）

第３条　協定第６条第１項第２号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の３の８の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

２　協定第６条第１項第３号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の３の33第３項の規定に基づき準用する法第12条の６第３項の認可を受けようとする場合をいう。

(1)　原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更

(2)　前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

３　第１項ただし書及び前項第２号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第１項ただし書及び前項第２号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の３の８第４項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第１項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

４　協定第６条第１項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第２項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第４条　協定第７条に規定する連絡は、次により行うものとする。ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。

(1)　丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。

(2)　丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡するものとする。

２　連絡様式は、別に定めるものとする。

（平常時における連絡）

第５条　協定第８条第１項に規定する連絡は、次のとおりとする。

(1)　発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画

①　原子力発電所建設計画（その都度）
②　原子炉設置変更許可申請（その都度）
③　原子炉設置変更許可（その都度）
④　建設工事計画（毎年度当初）
⑤　建設工事の進捗状況（毎月）
⑥　廃止措置計画認可申請（その都度）
⑦　廃止措置計画認可（その都度）
⑧　廃止措置計画変更認可申請（その都度）
⑨　廃止措置計画変更認可（その都度）
⑩　廃止措置計画の変更届（その都度）

(2)　発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況

①　発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
②　発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
③　発電所の運転状況（毎月）
④　計画運転停止の計画（その都度）
⑤　計画運転停止の実績（その都度）
⑥　冷却水取放水量の変更（その都度）
⑦　廃止措置実施計画（前年度末）
⑧　廃止措置実績（毎年度当初）
⑨　廃止措置状況（毎月）

(3)　放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況

①　放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）

(4)　発電所の定期検査の実施計画及びその結果

①　定期検査の計画（その都度）
②　定期検査の実施状況（毎週）

③　定期検査の結果（その都度）
(5)　環境放射線の測定結果
①　敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
②　環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
(6)　温排水等の調査結果
①　取放水の水温（毎月）
②　沿岸定点の水温（毎月）
③　格子状定線の水温（毎四半期）
(7)　品質保証活動の実施状況
①　品質保証活動の実施状況（半年毎）
(8)　高経年化対策の計画及び実施状況
①　高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
②　高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
(9)　その他必要と認められる事項
①　島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
②　島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
③　放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
④　規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
⑤　原子炉施設の用途廃止（その都度）
⑥　地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
⑦　新燃料の輸送実績（その都度）
⑧　使用済燃料の輸送実績（その都度）
⑨　低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
⑩　定期安全レビュー報告書（その都度）
⑪　電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第２項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
⑫　その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）

２　連絡様式は、別に定めるものとする。

３　協定第８条第２項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとし、準備が整い次第運用を開始する。
①　各号機の発電出力
②　各号機の排気筒モニタ値
③　各号機の放水路水モニタ値
④　敷地境界モニタリングポスト値
⑤　風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第６条　協定第９条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

（異常時における連絡）

第７条　協定第10条第１項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。

２　協定第10条第１項第１号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子

炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第３条第１項第２号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に規定される故障とする。

3　協定第 10 条第１項第１号②に規定する「安全関係設備」とは、別表１に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。

4　協定第 10 条第１項第１号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が５パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。

5　協定第 10 条第１項第２号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）

6　協定第 10 条第１項第３号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第 44 条第１項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。

7　協定第 10 条第１項第４号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。

8　協定第 10 条第１項第４号⑤に規定する「通報基準値」は、別表２に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。

9　協定第 10 条第１項第４号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。

10　協定第 10 条第２項に規定する「測定結果等」は、同条第１項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（公衆への広報）

第８条　丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

（連絡の方法）

第９条　協定第15条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

（損害の補償）

第 10 条　協定第 17 条第１項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

2　協定第 17 条第２項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

3　補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

（協定の改定）

第 11 条　甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第 19 条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

（運用）

第 12 条　甲、乙及び丙は、協定第 10 条第２項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成 23 年 12 月 25 日
平成 27 年 12 月 22 日（一部改定）

甲　鳥取県
　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

乙　米子市
　　米子市長　　野　坂　康　夫

丙　境港市
　　境港市長　　中　村　勝　治

丁　中国電力株式会社
　　島根原子力発電所長

別表１　第７条第３項で規定する安全関係設備

	１号機	２号機	備　考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高圧注水系	高圧炉心スプレイ系	
(4)	低圧注水系	低圧注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め機能
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表２　第７条第８項で規定する異常時通報基準値

(1)

計　器　名	通　報　値
敷地境界モニタリングポスト	２２０ｎＧｙ／ｈ

(2)

計　器　名		通　報　値　Ａ（下記の状態が１０時間続くとき）	通　報　値　Ｂ（下記の状態になったとき）
１号機	原子炉建物排気筒モニタ	５００ｃｐｓ	１０００ｃｐｓ
	タービン建物排気筒モニタ	１５０ｃｐｓ	３００ｃｐｓ
	放水路水モニタ	７ｃｐｓ	７０ｃｐｓ
２号機	原子炉建物排気筒モニタ	５００ｃｐｓ	１０００ｃｐｓ
	放水路水モニタ	８ｃｐｓ	８０ｃｐｓ

(3)

計　器　名	通　報　値	備　考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	１５０ｃｐｓ	積算放射能量の計測値が左の値になったとき

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を改定する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成２５年１１月２０日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の一部を次のように改定する。

第１条中「建設及び運転・保守」を「建設、運転・保守及び廃止」に改める。

第６条第１項第２号中「(昭和 32 年法律第 166 号)」の次に「(以下この条において「法」という。)」を加え、「第２条」を「第３条」に改め、同条同項第３号中「原子炉の解体」を「原子炉の廃止に伴う法第 43 条の３の 33 第２項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更」に改める。

第８条第１項第１号中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同条同項第２号中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加える。

第９条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第１０条中「原子炉施設等」を「原子炉施設」に改める。

平成２７年１２月２２日

甲　鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
　　鳥取県
　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

乙　鳥取県米子市加茂町一丁目１番地
　　米子市
　　米子市長　　野　坂　康　夫

丙　鳥取県境港市上道町 3000 番地
　　境港市
　　境港市長　　中　村　勝　治

丁　広島県広島市中区小町４番 33 号
　　中国電力株式会社
　　取締役社長　　苅　田　知　英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を改定する要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所の原子炉の廃止及び確認書（平成２５年１１月２０日）を踏まえ、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の一部を次のように改定する。

第１条第１項中「指針類」を「内規等」に改め、第３項中「「高経年化に関する基本的な考え方」（平成８年４月資源エネルギー庁）及び「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」（平成 17 年８月原子力安全・保安院）等」を「「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成 25 年６月 19 日原子力規制委員会決定）」に改める。

第３条第１項中「（昭和 32 年法律第 166 号）」の次に「（以下この条において「法」という。）」を加え、「第 26 条第１項」を「第 43 条の３の８」に改め、第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　協定第６条第１項第３号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第 43 条の３の 33 第３項の規定に基づき準用する法第 12 条の６第３項の認可を受けようとする場合をいう。

（１）原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更

（２）前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

３　第１項ただし書及び前項第２号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が相互に合意するものとする。なお、第１項ただし書及び前項第２号における県民の安全確保等への影響とは、法第 43 条の３の８第４項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 118 条第１項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

第５条第１項第１号の本文中「進捗状況」の次に「並びに廃止措置計画」を加え、同項同号⑤の次に次を加える。

⑥　廃止措置計画認可申請（その都度）

⑦　廃止措置計画認可（その都度）

⑧　廃止措置計画変更認可申請（その都度）

⑨　廃止措置計画変更認可（その都度）

⑩　廃止措置計画の変更届（その都度）

第５条第１項第２号本文中「運転状況」の次に「並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況」を加え、同項⑥の次に次を加える。

⑦　廃止措置実施計画（前年度末）

⑧　廃止措置実績（毎年度当初）

⑨　廃止措置状況（毎月）

第６条中「運転上の制限」の次に「及び施設運用上の基準」を加える。

第７条第２項中「第２条第１項第２号に規定する原子炉施設とし、「等」とは、「発電機、主要変圧器（主変圧器、所内変圧器等）、しゃ断器」」を「第３条第１項第２号に規定する施設」に改める。

平成２７年１２月２２日

甲　鳥取県
　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

乙　米子市
　　米子市長　　野　坂　康　夫

丙　境港市
　　境港市長　　中　村　勝　治

丁　中国電力株式会社
　　島根原子力発電所長　北　野　立　夫

第 201200118956 号
平成２４年１１月 １ 日

中国電力株式会社
　取締役社長　苅田　知英　様

鳥取県
　鳥取県知事　平 井 伸 治

米子市
　米子市長　野 坂 康 夫

境港市
　境港市長　中 村 勝 治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る９月１９日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（ＵＰＺ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

ついては、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第１９条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

１　安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。

２　同運営要綱第１１条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

（写）

島原本企第４号
平成２５年３月１５日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成２４年１１月１日，貴県，米子市および境港市より，島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第１９条の規定により，安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが，今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので，何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては，鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は，立地自治体と同じものであり，安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また，原子力災害対策特別措置法におきましては，貴県が立地県と同等の権限を有していることから，当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様の安全・安心のため，安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので，引き続きご理解，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以　上

（写）

島原本企第７号
平成２５年３月１５日

鳥取県知事
平井伸治　様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係るご確認事項について（ご回答）

平成２５年１月２３日に開催されました「第２回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会」におきまして，貴県，米子市および境港市よりご確認のありました島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）等の運用に係るご確認事項につきまして，別紙のとおりご回答申し上げます。

（別紙）安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

以　上

別　紙

安全協定等の運用に係るご確認事項へのご回答

ご確認いただきました事項につきまして，下記のとおり了承し協力するものといたします。

なお，具体的な実施方法等につきまして詳細協議のうえ，対応いたします。

１．専門家会議委員による現地確認

【ご確認事項】

安全協定第１１条第１項に定める現地確認することができる職員に，鳥取県原子力防災専門家会議委員は含まれる。

【ご回答】

鳥取県が委嘱される鳥取県原子力防災専門家会議の委員につきましては，現地確認することができる鳥取県の職員として対応いたします。

２．「立入検査」の運用確認

【ご確認事項】

原子力災害対策特別措置法第３２条に規定する立入検査の運用について確認する。

１．概要

鳥取県は，原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第３２条の規定に基づき，原災法の施行に必要な限度において，その職員を島根原子力発電所に立入検査させるときは以下の項目について行うものとする。

２．主な想定検査項目

主な想定検査項目について以下のとおりとして検査を行う。

(1)　原子力事業者防災業務計画（原子力災害予防対策，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策など）の履行状況等（原災法第７条）

(2)　原子力防災組織の設置状況（原災法第８条第１項）

(3)　原子力防災要員の配置状況（原災法第８条第３項）

(4)　原子力防災管理者等の状況（原災法第９条第１項，第３項）

(5)　放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備（原災法第１１条第１項，第２項）

(6)　その他原子力防災対策に必要な事項（原災法第３条）

３．運用等

鳥取県は，立入検査の結果，鳥取県が行う原子力防災対策に関する事務のため，必要があると認める場合には，中国電力株式会社に対して，適切な履行を求めるものとする。

【ご回答】
原子力規制庁において確認された検査項目等であり，法令に基づく立入検査として留意し，真摯に対応いたします。
なお，貴県がこの立入検査を行う場合，米子市および境港市の職員は安全協定第１１条第１項に基づく現地確認として同行することができます。
立入検査の詳細の運用につきましては，今後ご検討，ご協議のうえお知らせいただきますようお願いいたします。

３．原子力安全文化の育成
【ご確認事項】
島根原子力発電所の安全文化の育成に当たっては，万が一事故が起これば，避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちを察して育成に努めてもらいたい。このため，たとえば，中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議などへ地元代表をいれるなどして，住民の声を反映してもらいたい。
【ご回答】
当社における原子力安全文化醸成にあたりましては，住民の方々のご意見もお聞きしながら進めていくことは大変重要なことと考えております。
原子力安全文化有識者会議は社外有識者を中心に第三者の視点から提言をいただいているものであり，今後，委員構成の見直しを行う場合には，鳥取県内からも委員を選任することといたします。

４．県民への広報について
【ご確認事項】
広報の目的と理念を共有し，それに基づき事務レベルで広報・情報伝達に関する運用を今後詰める。

＜共有理念（案）＞
中国電力が発信する島根原子力発電所に関する情報について，県民の安心感と信頼感が得られ，安全安心に繋がるよう，県民に正確な情報提供を行うことが重要である。
島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の締結により，すべてに優先する安全確保の範囲が鳥取県内の周辺地域住民にも拡大されたことを踏まえ，中国電力が報道機関へ情報提供する際には，鳥取県内においても島根県内と同時に資料提供するなど，両県民が同様に情報提供を受ける手段を確保するようつとめるものとする。

【ご回答】

住民の皆様の安心感と信頼感が得られ，安全安心に繋がるよう，ご提案いただいた理念を共有し，正確かつ確実な情報提供に努めてまいります。具体的な運用につきましては事務レベルで協議してまいります。

5．原子力防災対策への協力

【ご確認事項】

安全協定は，県民の安全確保等を目的とするが，安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。原子力事業者が，原子力災害対策について大きな責務を有している。

協定の実効性を確保し，地域防災計画へ反映する。

【ご回答】

原子力事業者として，原子力災害対策に大きな責務を有していることは当然であり，地域防災計画をはじめとした原子力防災対策には，可能な限り協力させていただきます。

協力の具体的な内容（モニタリング，スクリーニング，情報伝達等）につきましては，引き続き協議をさせていただきますようお願いいたします。

以　上

写

第 201300148747 号
平成２５年１２月１７日

中国電力株式会社
　取締役社長　苅 田　知 英　　様

鳥取県知事　平 井　伸 治

米 子 市 長　野 坂　康 夫

境 港 市 長　中 村　勝 治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成２４年１１月１日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体並の安全協定となるように改定すべく、現在、本県、米子市、境港市及び貴社とで協議を継続中です。

このような中、１１月２１日に貴社より安全協定第６条に基づき、島根原子力発電所２号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第６条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものであり、その改定は、県民の安全・安心のため喫緊の課題であります。

ついては、貴社に対し、鳥取県民に対するこのような安全の差別的取扱いに繋がる状況を解消すべく、安全協定の立地自治体と同等の内容への早期改定について強く求めます。

（写）

第 201300119491 号
平成２５年１１月１日

島根県知事　溝 口 善 兵 衛　様

鳥取県知事　平　井　伸　治

米 子 市 長　野　坂　康　夫

境 港 市 長　中　村　勝　治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する意見の
反映について（申入れ）

本年７月８日、原子炉等規制法に基づく新規制基準が施行され、中国電力株式会社においても島根原子力発電所に係る当該基準への適合に向けた準備が進められているところです。

このような中、島根原子力発電所の周辺地域における住民の安全確保等のため、国、中国電力等に対し、周辺地域としての意見等を伝え、その施策や安全対策等に適切に反映していただくことが必要であり、これに当たっては貴県との連携が必要と考えているところです。

ついては、貴県において、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たり、本県の意見等を踏まえ誠意をもって対応されるとともに、国、中国電力等に本県の意見等をお伝えいただくよう申し入れます。

（写）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

１　甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。

２　甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。

３　前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
　その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成２５年１１月７日

甲　　島根県知事　　溝 口 善 兵 衛

乙　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

丙　　米 子 市 長　　野　坂　康　夫

丙　　境 港 市 長　　中　村　勝　治

（写）

電　原　総　第　２４　号
平成２５年１１月２１日

鳥　取　県　知　事
　平　井　伸　治　様

中 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長
　苅　田　知　英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準
に係る安全対策について

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，当社では，東京電力㈱福島第一原子力発電所での事故以降，島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など，安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましては，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正に伴う新たな規制基準（新規制基準）が本年７月８日に施行されたことから，原子炉設置変更許可などの申請手続きを行い，新規制基準への適合性について国の審査を受ける必要があります。

つきましては，島根原子力発電所２号機におけるこれらの対策について「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（平成２３年１２月２５日付）第６条の規定に基づき，別添のとおり報告します。

当社といたしましては，島根原子力発電所の安全性を不断に追求し続けるとともに，地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので，何卒よろしくお願い申し上げます。

敬　具

＜添付書類＞

・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（２号原子炉施設の変更）
・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所２号機）

（添付書類）

原子炉設置変更許可申請の概要について

（島根原子力発電所2号機）

原子炉設置変更許可申請の概要

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて平成 24 年 6 月 27 日に改正された「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」を受け，同年 9 月 19 日に発足した原子力規制委員会において検討されてきた，原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則・内規（以下，「新規制基準」という。）が平成 25 年 6 月 19 日に決定し，同年 7 月 8 日に施行された。

当社は，島根原子力発電所において必要な安全対策を実施するとともに，新規制基準への適合性確認の申請を行うため，島根原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更許可申請書を作成した。申請書における主な対応状況は以下の通りである。

新規制基準において新たに要求される機能と島根 2 号機の対応状況の概要

新たに要求される機能			島根 2 号機の対応状況
設計基準対応	耐震・耐津波機能		耐震機能（活断層評価，地下構造調査　等）
			耐津波機能（津波評価，浸水防止対策　等）
	自然現象に対する考慮		火山・竜巻影響評価　等
	火災・内部溢水		火災・内部溢水
	電源の信頼性		外部電源の強化
	その他の設備の性能		海水ポンプの物理的防護
重大事故等対応	炉心損傷防止対策		代替注水機能確保，代替熱交換設備の配備
	格納容器破損防止対策		代替注水機能確保，格納容器フィルタベント系の設置
	放射性物質の拡散抑制対策		静的触媒式水素処理装置，水素放出設備等の設置
			敷地外への放射性物質の放出抑制対策
	その他	①水供給機能	輪谷貯水槽の耐震補強
		②電気供給機能	代替交流電源・直流電源の確保
		③緊急時対策所機能	免震重要棟の設置

要求される機能及び対応状況の詳細を別紙-1 に示す。

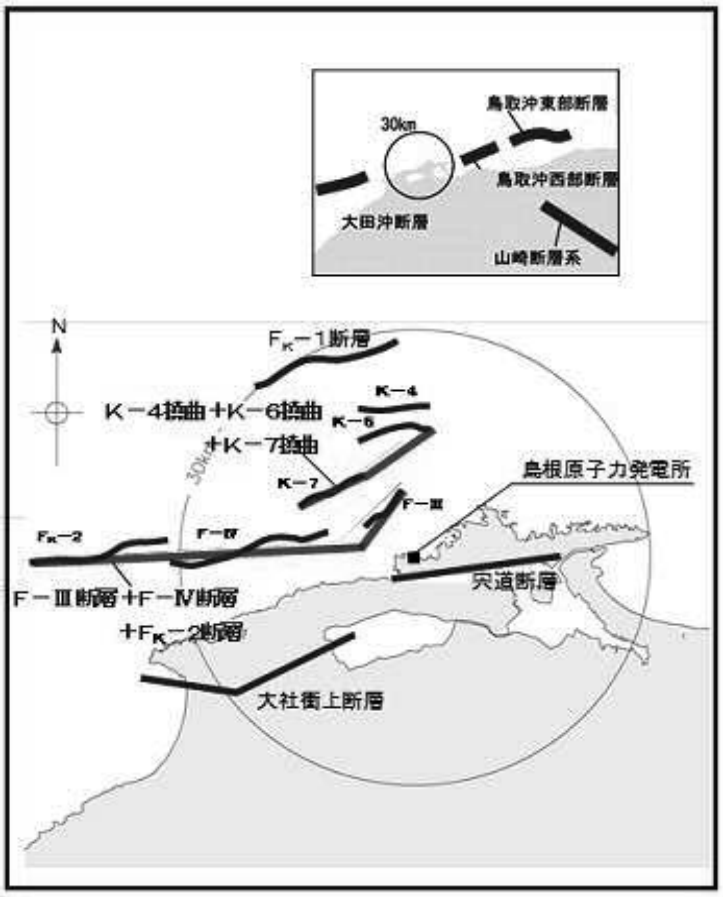
≪設計基準への対応≫

１．地震対策

平成 18 年の耐震設計審査指針改訂に伴い，広範囲にわたり詳細な地質調査を実施し，後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層を活断層と判断するとともに，様々な不確かさ（応力降下量，傾斜角等）を考慮して基準地震動を策定した。

策定した基準地震動は，宍道断層（約 22km）や 880 年出雲の地震等から策定した Ss-1（600 ガル），2007 年新潟県中越沖地震の知見を反映した Ss-2（586 ガル），敷地前面海域の活断層の３連動（約 51.5km）を考慮した Ss-3（489 ガル）であり，これらの基準地震動に対し施設が十分な耐震安全性を有することを確認した。

また，新規制基準では，後期更新世（約 12～13 万年前）の地形面又は地層が欠如する等，後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には，中期更新世以降（約 40 万年前以降）まで遡った活断層評価が要求されているが，島根原子力発電所敷地周辺の活断層については後期更新世の地層が欠如する場合は安全側に活断層と評価すること等により，後期更新世以降の活動性が明確に判断できるため，活断層評価に変更がないことを確認した。



耐震設計上考慮する主な活断層分布図

２．津波対策

新規制基準では，地震のほか，地震以外の要因及びこれらの組合せによるものも検討し，不確かさを考慮して数値解析を実施するとともに，行政機関及び地方自治体による津波評価について検討を行った上で，既往最大を上回るレベルの基準津波を策定することが要求されており，これらを踏まえて基準津波を検討した結果，安全側の評価を実施する観点から，平成 24 年に鳥取県が日本海東縁部に想定した地震に伴う津波を基準津波として選定した。

基準津波による敷地における最高水位は，施設護岸で海抜 9.5m であり，津波対策として設置した海抜 15m の防波壁の高さを下回ることを確認した。

また，取水槽内の最低水位は，海抜 -7.2m であり，現在実施中の原子炉補機海水ポンプの長尺化工事により取水可能水位を上回ることを確認した。



評価対象となる主な津波波源

３．その他自然現象

（１）火山対策

新規制基準では，発電所から半径 160km 圏内の第四紀火山（約 258 万年前以降に活動した火山）を調査し，火砕流，火山灰等の到達の可能性，到達した場合の影響を評価することが要求（火山灰は 160km 以遠も評価）されており，対象火山について，火山事象の影響評価を実施した。

その結果，発電所の運用期間中に想定される噴火規模，敷地との位置関係等を踏ま

えると，火砕流，溶岩流等が敷地に到達することはないことを確認した。

また，敷地において考慮する火山灰（対象は鬱陵島火山：発電所の北西約 290km）の堆積厚さは 2cm であり，この火山灰の堆積荷重に対して必要な機能が維持され，安全性が損なわれないことを確認する。

（２）竜巻対策

新規制基準の要求に基づき，竜巻の検討地域を日本海側の沿岸（北海道～本州）で，かつ海岸線から海側 5km，山側 5km の地域（面積約 33,000km^2）として，過去に発生した竜巻の風速等を調査した結果，設計竜巻は藤田スケール２（最大風速は 69m/s）とした。

この設計竜巻の最大風速等から設定した設計竜巻荷重に対して，重要安全施設の構造健全性等が維持され，安全性が損なわれないことを確認する。

４．火災対策

新規制基準の要求に基づき，火災対策を行う。

（１）火災の発生防止

・発火性又は引火性物質の漏えい防止及び堰等の設置による漏えい拡大防止を行う。

・安全系設備は，基本的に不燃性又は難燃性材料を採用する。

（２）火災の検知・消火

・異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を設置する。

・火災感知設備は，非常用所内電源系から電源を確保するとともに，専用の蓄電池を設置し，中央制御室で監視できるようにする。

・大規模地震時でも消火活動が行えるように，補助消火水槽を水源とし，多重性のある電動駆動の補助消火ポンプにより消火用水を供給でき，基準地震動Ｓｓに対し耐震性を有する独立した水消火設備を設置する。

（３）火災の影響軽減

・原子炉の高温停止，低温停止を達成し，維持するための安全設備が設置される区域は，耐火性能を有する壁の設置や，その他の延焼を防止するための措置等を講じる。

５．内部溢水対策

新規制基準の要求に基づき，内部溢水対策を行う。

（１）溢水に対し，原子炉が運転状態にある場合は，原子炉を高温停止するとともに引き続き低温停止することができる設備とする。また，原子炉が停止状態にある場合は，引き続きその状態を維持できる設備とする。

（２）燃料プールにおいては，プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる設備とする。

（３）原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により，当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において，当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じた設備とする。

６．電源の信頼性

原子炉施設に接続する送電線は，220kV 送電線２回線及び 66kV 送電線１回線で構成され，それぞれ異なる変電所から受電しており，信頼性のある設備であることを確認した。

≪重大事故等への対応と有効性評価≫

７．重大事故対策

新規制基準の要求に基づき，全ての交流電源を喪失した場合などにおいても，代替設備を使用した重大事故対策を行う。

（１）炉心損傷防止対策

原子炉への代替注水系として，常設の代替注水ポンプと可搬型の送水車を設置し，多重化された配管から原子炉へ注水する等により，炉心損傷を防止する。

（２）格納容器破損防止対策

格納容器内を冷却するための代替注水系として，可搬型の送水車を設置し，多重化された配管から格納容器内へのスプレイや格納容器下部のペデスタルへの注水を行うとともに，格納容器フィルタベント系を設置し，格納容器内の放射性物質を低減させた後，大気に排気することにより，格納容器内の圧力と温度を低下させ，格納容器の加圧破損を防止する。

（３）放射性物質の拡散防止対策

大型の送水ポンプ車及び放水砲等で構成する原子炉建物放水設備を配備し原子炉建物に向けて放水することにより，放射性物質の拡散を抑制する。

これらの設備の駆動用の代替電源として高圧発電機車（500kVA）の配備やガスタービン発電機車（4,000kVA）を設置するとともに計測・制御用の代替電源として蓄電池の強化や直流給電車の配備を行う。また，淡水源として使用する輪谷貯水槽の耐震補強を実施した。

８．重大事故対策の有効性評価

炉心損傷などに至る事故シーケンスに基づき評価し，これらの重大事故対策が炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策として有効であることを確認した。

また，炉心損傷を防止するために行うベント操作に伴い，放出される希ガスやヨウ素の被ばく量を評価した結果，敷地境界での実効線量は約 1.3mSv であり，審査ガイドに示す概ね 5mSv 以下であることを確認するとともに，仮に著しい炉心損傷が発生した場合において格納容器破損防止のためのベント操作を行っても，格納容器フィルタベント等によりセシウム 137 の総放出量は約 0.002TBq であり，審査ガイドに示す 100TBq を下回っていることを確認した。

以　上

別紙－１：新規制基準において新たに要求される機能と島根２号機の対応状況
別紙－２：島根原子力発電所２号機　新規制基準への適合性確認申請の概要

写

第 201300148743 号
平成２５年１２月１７日

中国電力株式会社
　取締役社長　　苅 田　知 英　　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成２５年１１月２１日付電原総第２４号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第６条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

１　安全協定第６条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
２　再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
３　島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
４　汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
５　宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
６　フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
７　県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148746 号
平成２５年１２月１８日

経済産業大臣　茂 木　敏 充　　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

米 子 市 長　　野 坂　康 夫

境 港 市 長　　中 村　勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所２号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、１１月２１日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、１２月１７日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴省に対し、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙１のとおり強く要望します。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙２のとおり汚染水対策を適切に実施することなど７項目の意見を付しています。

別紙１

経済産業省への要望

＜原子力発電所の汚染水対策について＞

【汚染水対策】

○　島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、中国電力株式会社に対し、その内容を具体的かつ分かりやすく説明するよう指導すること。

○　福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。

○　また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

＜周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について＞

【原子力発電所の再稼働に当たって】

○　中国電力株式会社に対し、再稼働に向けての一連の手続きに際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。

○　中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。

○　中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。

○　原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。

○　原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【原子力防災体制の強化】

○　　中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

別紙２

中国電力株式会社に対応を求める事項

１　安全協定第６条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。

２　再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。

３　島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

４　汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。

５　宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。

６　フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。

７　県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第 201300148745 号
平成２５年１２月１９日

原子力規制庁長官　　池 田　克 彦　　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

米 子 市 長　　野 坂　康 夫

境 港 市 長　　中 村　勝 治

中国電力株式会社の島根原子力発電所２号機に関する新規制基準適合性確認申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、１１月２１日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性確認申請の事前報告を受け、１２月１７日にこれに対する意見を提出したところです。

ついては、今回貴庁に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域の不安を勘案し適切に対処されるよう、別紙１のとおり強く要望いたします。

なお、鳥取県では、県議会、米子市及び境港市と協議を行い、事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いた上で提出することとしました。また、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙２のとおり汚染水対策を適切に実施することなど７項目の意見を付しています。

別紙１

原子力規制委員会への要望

＜原子力発電所の汚染水対策について＞

【汚染水対策】

○　島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。

○　福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。

○　また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。

＜周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について＞

【原子力発電所の安全対策について】

○　福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。

○　地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、宍道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。

○　フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。

○　島根原子力発電所２号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。

○　福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。

○　中国電力株式会社に対し、県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うよう指導すること。

○　中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

○　原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。

○　原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【国の費用負担について】

○　緊急時防護措置準備区域（ＵＰＺ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施するため、当県において放射線監視等の中心となる原子力環境センター（ＥＭＣ）等の整備を進めており、平成２７年度までの３カ年で確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。

　併せて、ＵＰＺ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにＵＰＺが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。

○　平成２５年度補正予算の執行に当たっては、道府県における原子力防災資機材（ホールボディカウンター等）等の緊急整備ができるよう配慮すること。

○　原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

＜原子力発電所における防災対策の強化について＞

【原子力防災体制の強化】

○　避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。

○　拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

○　避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るＳＰＥＥＤＩ等による予測情報は不可欠なことから、ＳＰＥＥＤＩの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

○　国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を具体的に示すこと。

○　安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の早期製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

○　特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。

○　最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。

○　広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

別紙２

中国電力株式会社に対応を求める事項

１　安全協定第６条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。

２　再稼働に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。

３　島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

４　汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。

５　宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。

６　フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。

７　県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

（写）

電立第１８号
平成２７年３月１８日

鳥取県知事　平井伸治　様

中国電力株式会社
取締役社長　苅田知英

島根原子力発電所１号機の今後の取り扱いについて

拝啓　早春の候　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，営業運転開始後４０年を経過した島根原子力発電所１号機の取り扱いにつきましては，原子力発電を取り巻く事業環境の変化，今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し，本日の取締役会において，平成２７年４月３０日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所１号機は昭和４９年３月に営業運転を開始して以来，長きにわたって地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは，貴県をはじめ，地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり，厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては，今後の廃止措置も含め，安全の確保を最優先に，地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいる所存でございますので，引き続き，ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

（写）

第 201400197757 号
平成２７年３月１９日

中国電力株式会社
取締役社長　　苅 田　知 英　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

島根原子力発電所１号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成２７年３月１８日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

１　島根原子力発電所１号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。

２　原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的かつ分かりやすく説明すること。

３　島根原子力発電所１号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。

４　現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

（写）

第 201400197757 号
平成２７年３月１９日

経済産業大臣　宮 沢 洋 一　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

中国電力株式会社島根原子力発電所１号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、３月１８日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所１号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

ついては、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

１　運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。

２　廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。

３　中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

(写)

第 201400197595 号
平成２７年３月１９日

原子力規制庁長官　　池 田　克 彦　　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

中国電力株式会社島根原子力発電所１号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、３月１８日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所１号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

ついては、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

１　廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。

２　廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。

３　廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

（写）

第201500028555号
平成２７年５月１５日

中国電力株式会社
取締役社長　苅　田　知　英　様

鳥取県知事　平　井　伸　治

島根原子力発電所１号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所１号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

１　廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。

２　廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにすること。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。

３　原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。

４　廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。

５　現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

第201500136982号
平成２７年１２月８日

中国電力株式会社
　取締役社長　苅田　知英　様

鳥取県
　鳥取県知事　平井　伸治

米子市
　米 子 市 長　野坂　康夫

境港市
　境 港 市 長　中村　勝治

島根原子力発電所１号機の廃止措置等を踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

平成２３年１２月２５日に鳥取県及び米子市、境港市並びに中国電力株式会社が締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）については、立地県・立地市同等の協定となるよう継続して協議を行っているところです。

平成２７年４月３０日に島根原子力発電所１号機が運転を終了したことに伴い、今後、中国電力株式会社において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）第４３条の３の３３第１項に規定される廃止措置（以下「廃止措置」という。）が講じられることになります。

ついては、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり安全協定第１９条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

１　島根原子力発電所１号機の廃止措置については、安全協定第６条第１項第３号の「原子炉の解体」に該当し、関係自治体に対して報告等が行われるとの認識ですが、法令に沿った手続きを明確にするため、当該事項について協定に明記すること。あわせて、協定の運営要綱についても同様の改正を行うこと。

２　安全協定を立地県・立地市同等の協定となるよう改定すること。

写

島原本広第４９２号
平成２７年１２月１４日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
苅田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成２７年１２月８日，貴県，米子市および境港市より，島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第１９条の規定により，安全協定の改定を申入れいただいたことにつきまして，下記のとおりご回答申し上げます。

当社は，今後とも貴県との安全協定の対応を誠実に行うとともに，事業者として鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心が確保できるよう最大限努力してまいりますので，引き続きご理解，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．原子炉施設の廃止措置に係る安全協定における対応の明確化について

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における廃止措置に関する規定をもとに，安全協定第６条第１項第３号に定める「原子炉の解体」について手続きを明確化するとともに，廃止措置においても，建設中または運転中の原子炉施設と同様の対応を行うよう，安全協定および同協定の運営要綱の必要な改正をすることで協議させていただきます。

なお，廃止措置に係る具体的な計画の報告や連絡などの項目については立地自治体と同じ内容にするとともに，安全協定の運用においては，廃止措置における対応についても，立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

２．立地県・立地市と同等の協定への改定について

本件につきましては，平成２４年１１月１日付文書で申入れをいただいて以来，協議を継続しているところですが，原子力発電所周辺自治体と原子力事業者との間における安全協定のあり方につきましては，現在も様々な場で議論が重ねられているところであり，平成２５年３月１５日付文書でご回答申し上げましたとおり，鳥取県民の皆さまの安全の確保および環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じものであり，今後とも安全協定の運用においては立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

当社といたしましては，この度改めて申入れをいただいた趣旨を真摯に受け止め，引き続き，誠意をもって協議をさせていただきたいと考えております。

以　上

第 201600047798 号
防起第６２２号－１
受 境 自 第 ３ ３号
平成２８年６月１７日

中国電力株式会社
　取締役社長　清 水　希 茂　　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

米 子 市 長　　野 坂　康 夫

境 港 市 長　　中 村　勝 治

島根原子力発電所１号機の廃止措置について（回答）

平成２８年４月２８日付島原本広第８２号、同第８３号及び同第８４号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第６条に基づき、別紙のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

別紙

1　安全協定第６条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。

2　廃止措置の各段階に係る一連の手続に際し、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。

3　島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

4　県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

5　使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。

6　廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。

7　地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

8　系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

9　長期にわたって必要となる原子力防災対策の費用については、事業者として必要な負担を行うこと。

第 201600047801 号
防起第６２２号－１
発境自第５７号
平成２８年６月１７日

中国電力株式会社
取締役社長　　清 水　希 茂　　様

鳥取県知事　　平 井　伸 治

米子市長　　野 坂　康 夫

境港市長　　中 村　勝 治

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

このことについては、平成２４年１１月１日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同等の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、平成２８年４月２８日に、貴社より安全協定第６条に基づき、島根原子力発電所１号機の廃止措置計画認可申請及び同２号機の原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（３系統目）の設置）に関する事前報告がありました。このことを受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を６月１７日に提出したところですが、安全協定第６条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です。

貴社において、再稼働や廃止措置への準備が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

ついては、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と同内容への改定について再度強く求めます。

（写）

第 201500059436 号
平成２７年７月７日

中国電力株式会社
　取締役社長　苅　田　知　英　様

鳥取県
　鳥取県知事　平　井　伸　治

米子市
　米子市長　　野　坂　康　夫

境港市
　境港市長　　中　村　勝　治

島根原子力発電所における校正及び記録の不適切な取扱いに関する申入れ

貴社から報告を受けた島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計等の点検不備及び虚偽報告については、平成２２年の点検不備問題以来、こうしたことが起こらないように取組を進める中で起きたことであり、安全と信頼を不可欠とする原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものです。これは、県民に疑念や不安を抱かせるものであり、誠に遺憾です。

今後は、協力会社を含めて全社一丸となり、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向けて、原因究明と再発防止等に取り組むため、下記事項に適切に対応するよう強く申し入れます。

記

１　第３者機関による全容解明と徹底した原因究明を行い、関連会社を含めて全社を挙げて実効的な再発防止に取り組むこと。この際、本事案だけでなく他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることがないか改めて確認すること。

２　中国電力の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うこと。また、県民に対して分かりやすく説明すること。さらに、住民との対話など県民の信頼を得るための活動を積極的に行っていくこと。

３　原因の究明状況、再発防止策の実施状況、定着状況等を継続的に確認していくので、適宜、その取組状況等を報告すること。

（写）

第 201500092467 号
平成２７年９月１１日

中国電力株式会社
　取締役社長　苅　田　知　英　様

鳥取県
　鳥取県知事　平　井　伸　治

米子市
　米子市長　野　坂　康　夫

境港市
　境港市長　中　村　勝　治

島根原子力発電所における計器の校正記録の不適切な取扱いに関する申入れについて

今回の虚偽報告は、平成２２年の島根原子力発電所の点検不備に対する再発防止策を進める中で発生したものであり、中国電力株式会社の安全管理に対する信頼を土台から揺るがすもので、憤りを禁じ得ないところであります。

このことについては、７月７日に本県等より貴社に対して、強く申入れを行ったところであります。

このたび、貴社からの調査結果等に関する説明を受け、今後は、貴社との安全協定に基づいてその内容を確認することとしていますが、あらためて下記のとおり再発防止の徹底等を強く求めます。

記

１　再発防止に徹底して取組み、平成２２年の点検不備問題も含め、その取組状況を適宜報告すること。

２　原子力規制委員会が、保安規定違反（監視）と認定し、今後、保安検査等で再発防止対策等について確認することとされているが、原子力規制庁の確認を適切に受けるとともに、その指導に従い対策を進めること。また、その確認、指導・監督の内容について報告すること。

３　積極的かつ分かりやすい情報公開など県民の信頼を得る取組みを積極的に行うこと。

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

（顧問の設置）

第１条　本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

（顧問の職務）

第２条　顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

（１）環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。

（２）原子力災害の防災対策に関すること。

（３）原子力施設の安全対策に関すること。

（４）前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。

２　知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第１１条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

（顧問の委嘱等）

第３条　顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

２　顧問の任期は２年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

（顧問の欠格事項）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

（１）原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者

（２）原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者

（３）顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近３年間に前２号のいずれかに該当していた者

（４）同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近１年間、委嘱日の１年前の日の前直近１年間又は委嘱日の２年前の日の前直近１年間のうちいずれかの期間において、５０万円以上の報酬等を受領していた者

（５）同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後１年間又は委嘱日１年後の日以後１年間に５０万円以上の報酬等を受領している者

（６）次条第１項及び第２項に規定する申告をしない者

（顧問の委嘱手続等）

第５条　知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第１号）の提出を求める。

（１）この項の規定により申告する日（以下「申告日」という。）において、前条第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないと思料する事項

（２）当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近３年間（再任の場合は、申告日の属する年度の４月１日から申告日までの間）における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

（３）申告日の前直近３年間（再任の場合は、申告日の属する年度の４月１日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

２　知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第２号）を毎年４月３０日までに提出するよう求める。

（１）申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

（２）申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

３　顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

４　知事は､顧問に委嘱している者から第１項第２号及び第３号並びに第２項の規定により申告された事項を公表する。

（鳥取県原子力安全顧問会議）

第６条　県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

（事務処理）

第７条　この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

（その他）

第８条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１７日から施行する。

原子力防災連絡会議設置要項

１．目　的

福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。

２．組　織

（１）当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。

（２）議長は島根県防災部長をもって充てる。

（３）構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

３．会　議

（１）当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。

（２）議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。

（３）議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。

（４）当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

４．事務局等

（１）当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。

（２）この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附　則　　この要項は、平成２３年５月２４日から施行する。

附　則　　この要項は、平成２３年９月１４日から施行する。

附　則　　この要項は、平成２３年１０月１２日から施行する。

附　則　　この要項は、平成２４年７月１９日から施行する。

附　則　　この要項は、平成２６年２月７日から施行する。

附　則　　この要項は、平成２６年４月２８日から施行する。

附　則　　この要項は、平成２７年５月２２日から施行する。

（別　表）

団 体 名	職　名	備　考
松　江　市	防災安全部長	
出　雲　市	防災安全管理監	
安　来　市	統括危機管理監	
雲　南　市	統括危機管理監	
米　子　市	総 務 部 長	
境　港　市	市民生活部 防　災　監	
鳥取県警察本部	警 備 部 長	
鳥　取　県	危機管理局長	
島根県警察本部	警 備 部 長	
島　根　県	防 災 部 長	議　長

地域原子力防災協議会の設置について

平成２７年３月２０日
内閣府政策統括官
（原子力防災担当）

１．協議会設置の趣旨

○平成２５年９月３日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

２．協議会の運営

○協議会は、（別紙１）の１３地域に設置する。
○協議会の基本構成員は（別紙２）とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
○各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
○作業部会の基本構成は（別紙３）とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
○協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官（原子力防災担当）の協力を得て行う。
○協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
○効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

３．協議会の活動

○平成２５年９月３日の原子力防災会議決定及び平成２７年３月５日の３年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
（１）協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
（２）協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

（３）協議会では、道府県が（２）により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。

（４）協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。

（５）（３）に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）のガイダンスを参照して行う。

（別紙１）

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

（別紙２）

地域原子力防災協議会　構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※　関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※　関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

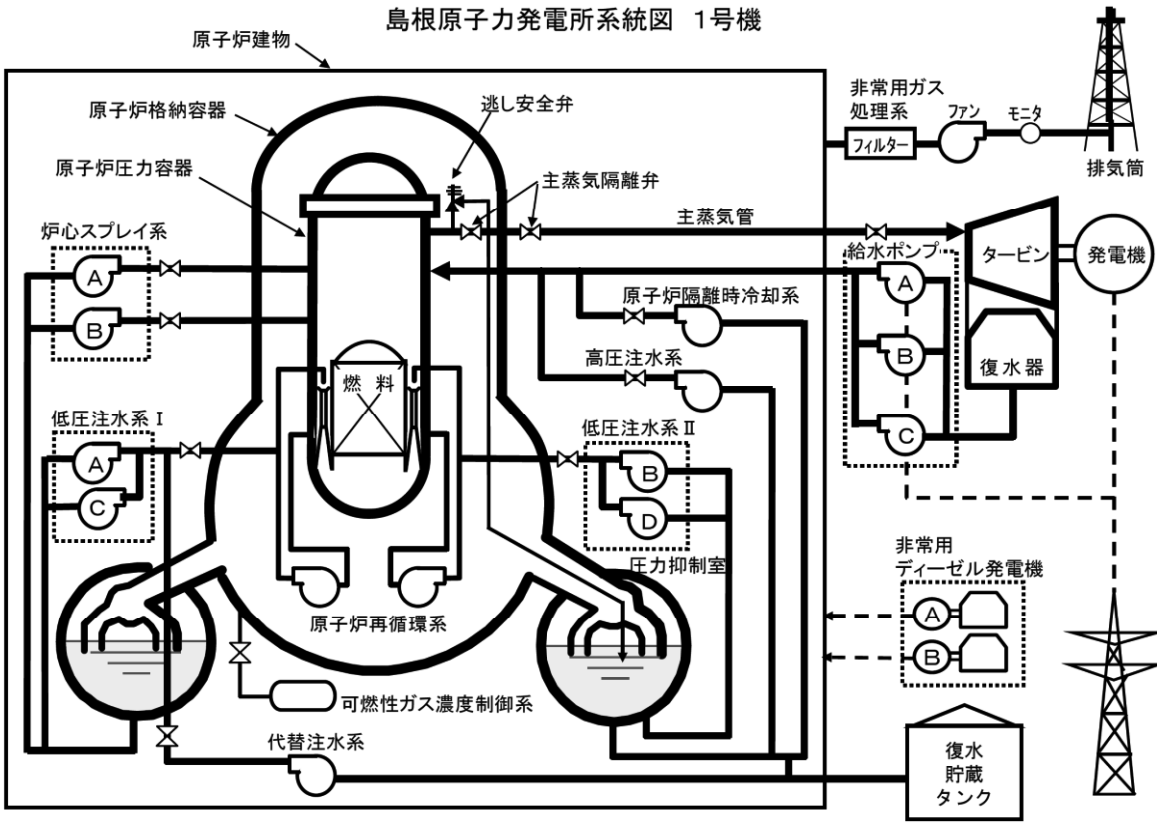
（別紙３）

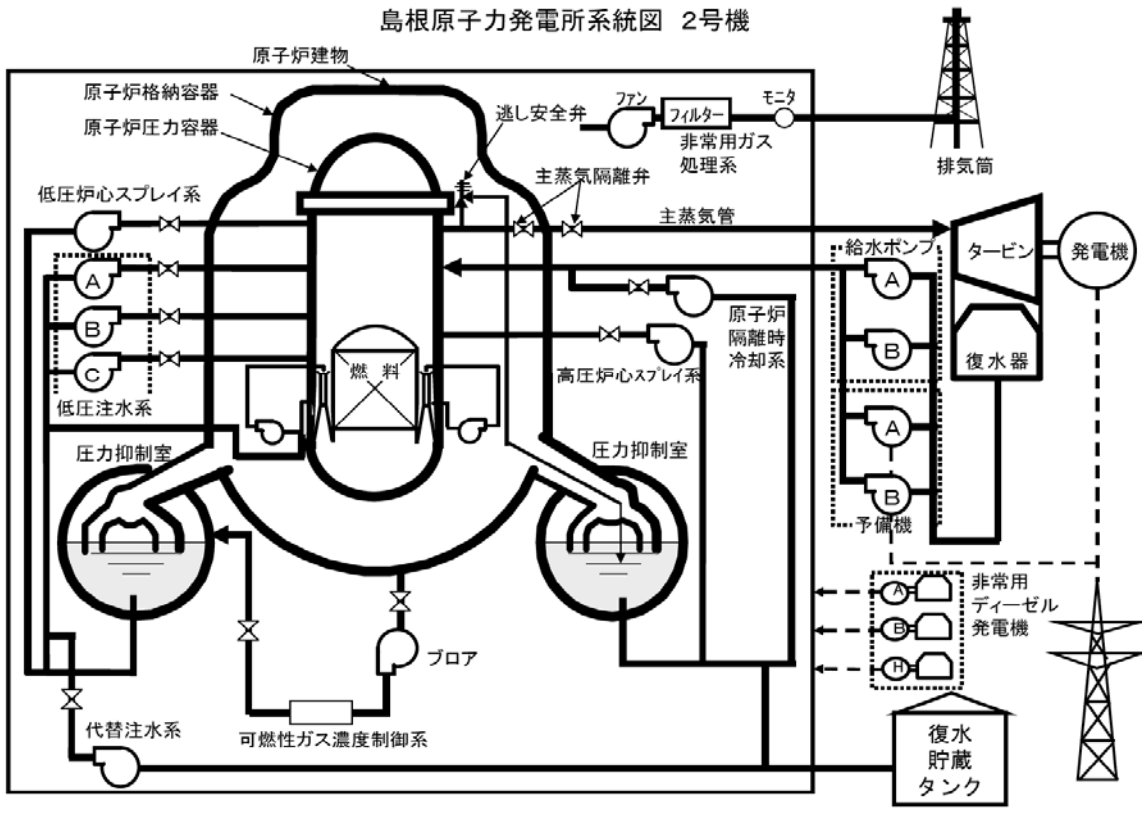
作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上）　*※議題により出席者の変更可。*
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA)、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。
※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

島根原子力発電所系統図（1・2号機）





人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

平成 19 年 11 月 21 日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

1．異常事象発生時の通報基準

センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。本日御説明をさせていただく通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に影響のあると考える事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

（1）核燃料物質の不明等

①濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。
②核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。
③防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。

（2）施設の故障

①施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。
②故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。

（3）安全機能の喪失

①施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき。

（4）排気・排水の異常

①排気口・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。
②排気モニタで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。

（5）管理区域外の漏えい

①核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
②液体（非放射性を含む）が管理区域から管理区域外に拡散（広がった・流れ出た）したとき。

（6）管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

（7）臨界

①保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。
②保安規定の定めを超えて過充填をしたとき。

（8）管理区域に立入る者の被ばく
①放射線業務従事者 5mSv、従事者以外の者が 0.5 mSv を超え又は超えるおそれがあるとき。
②内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかったとき。

（9）人の障害
①核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負ったとき。

（10）火災・爆発
①消火器の使用・消防署へ通報したとき。

（11）事故・故障に係る事象
①原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等

（12）地震
①鏡野町上齋原震度が 4 以上のとき。

通報基準は、別紙「人形峠環境技術センターにおける通報事象」を参照

2．製錬転換施設の現状
（1）漏えい痕跡場の除染
9 月 13 日に全ての作業を完了。

（2）設備の改修
①分析廃水配管等（使用停止配管）措置
国の許可を 9 月末に取得。11 月 1 日から非管理区域の配管撤去作業を開始。
② 廃水配管の二重化措置
9 月 28 日に作業を完了。

3．規則・マニュアルの見直し
（1）転換施設処理課所掌
①保守管理要領（平成 19 年度下期に変更予定）
配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。
②施設巡視点検マニュアル
マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡視点検を明文化した。

（2）転換施設処理課以外の部署
①放射線作業管理要領
予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確認を依頼することを明文化した。
②現場対応マニュアル
緊急事態と部長が判断した場合は、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応班の設置指示を明文化した。

以　上

別紙

人形峠環境技術センターにおける通報事象

(1)核燃料物質の不明等

①核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。
②核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
③核燃料物質等の不法持出し行為、運転に対する妨害行為、健康および安全を脅かす行為、又はそのおそれのあるとき。
④防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

(2)施設の故障

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法の検討を要する場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

①機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が及んだとき。
②施設内で火災・爆発が発生したとき。
③設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持できないとき。
④廃液処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。
⑤商用電源が 2 方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなかったとき。
⑥計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
⑦無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
⑧放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。
⑨設備の運転中、圧力、温度、重量に関する異常警報が吹鳴し、インターロックが作動しなかったとき。

(3)安全機能の喪失

施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能、その他安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

①ウランを取扱う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
②閉じこめ機能を有す核燃料物質等の容器（例：UF_6シリンダ）が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。

(4)排気・排水の異常

施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。

①施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値を超えたとき又は超えるおそれがあるとき
排気口：α放射能 1.8×10^{-9}Bq/cm^3（3ヶ月平均　自然放射能を除く）
HF 濃度　3.3×10^{-4}mg/ m^3 or 0.4ppb（3ヶ月平均ふっ素）
排水口：α放射能　1×10^{-3}Bq/cm^3（放出の都度 自然放射能を除く）
ふっ素　　8mg/L （管理区域から） 0.5mg/L（河川放出）
②排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合（代替又は間接的な方法で評価できる場合を除く）。排水においては、濃度確認の前に誤送水したとき。
③上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。

(5)管理区域外での漏えい

核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

①管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいしたとき。（核燃料物質等の量及び濃度は問わない）
②液体（非放射性を含む）が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。

(6)管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。

ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

①UF_6シリンダからUF_6が漏えいし、汚染が発生したとき。
②放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。
③核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき。
④ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。

(7)臨界

核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。

①取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量（核的制限値）を超えたとき。
②UF_6シリンダを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。
③濃縮ウランUF_6をシリンダに充填する際、保安規定に定めた臨界値を超えて過充填したとき。

(8)管理区域に立ち入る者の被ばく

管理区域立入る者について、放射線業務従事者 5mSv、従事者以外 0.5mSv を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

①放射線業務従事者に 5mSv を超える計画外の被ばくが発生したとき。
②従事者以外に 0.5mSv を超える被ばくが発生したとき。
③内部被ばくのおそれがあったとき。
④皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。

(9)施設等に関する人の障害

前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要するおそれのある障害を負ったとき。

(10)火災・爆発

①センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報したとき。

(11)その他事故・故障に係る事象

①救急車が緊急出動したとき。
②自然災害等により施設が被災したとき。
③業務上において人の障害があったとき。(軽微な怪我、交通事故は除く)
④事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。
⑤商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。
⑥IF_7、IF_5ボンベからIF_7、IF_5の漏えいが発生したとき。

(12)地震

①鏡野町上齋原震度が4以上のとき。

以　上

平成２８年度事業計画

平成２８年４月
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
バックエンド研究開発部門
人形峠環境技術センター

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）は、ウラン濃縮関連施設や鉱山関連施設の廃止措置を継続するとともに、廃止措置関連技術開発等を進めます。

業務の実施にあたっては、安全確保を最優先とした効率的な業務の推進に努めます。また、福島県の環境修復に関する技術開発並びに地域社会との共生、成果普及への取り組みを継続します。

平成２８年度のセンターの取り組み事項は以下のとおりです。

１．事業（開発・研究等）に関すること

1）ウラン濃縮原型プラントは、滞留ウラン回収作業を終了します。その後、回収した滞留ウランの分離精製やシリンダ容器への充てん等、滞留ウラン除去・回収設備の停止措置を進めます。

2）製錬転換施設及び解体物管理施設は、放射性廃棄物ドラム缶や解体物等を収納したコンテナの内容物調査、非破壊測定、詰替え及び不要物品等の処置を継続します。

3）濃縮工学施設は、除染済部品のクリアランス対応、瓦礫類の処理方法の確立を目的とした基礎試験、使用を終えた設備の解体撤去、不要物品等の処置を継続します。

4）鉱山施設は、適切な維持管理を継続するとともに、鉱さいたい積場の長期にわたる安全性を確保するための措置に必要な調査等を継続します。

5）センター各施設、設備及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。

6）ウランと環境研究及びウラン廃棄物対策についての検討を継続します。

7）東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた対応として、環境修復の技術開発やコミュニケーション活動等への支援を継続します。

２．安全確保・環境保全に関すること

1）センターは、「業務・品質マネジメントシステム」の確実な運用、潜在的リスクへの対策及び基本動作の徹底、現場でのコミュニケーションの活発化により、安全確保、法令遵守を最優先とした事業活動を継続します。

2）計画的なエネルギー管理により省資源を推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した事業活動を継続します。

３．地域・社会への対応に関すること

1）地域振興への協力、事業説明会等への対応、広報紙の配布等を継続し、地域との積極的なコミュニケーションを図り、地域社会との共生に努めます。

2）地元の大学や高専との連携、地元自治体や民間の企業との交流により、産学官との連携交流の推進を継続します。

3）ホームページ等を活用し、センター事業内容の紹介、研究開発成果及び環境モニタリングデータ等の情報公開を継続し、適時、分かり易い情報発信により、地域社会の理解と安心の向上に努めます。

以上

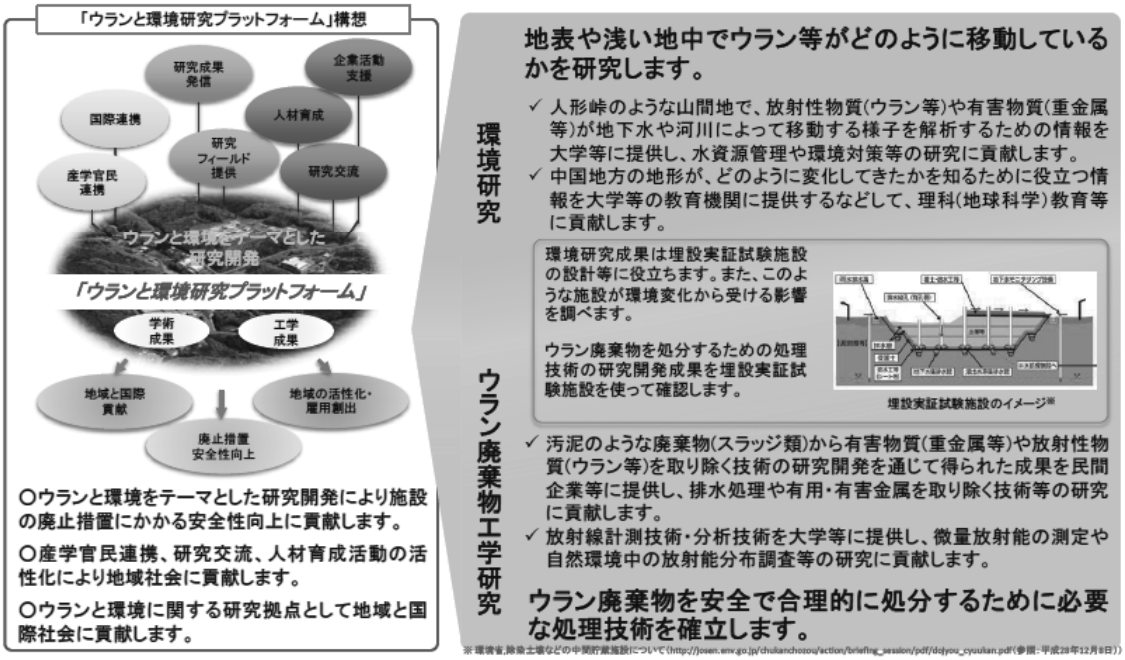
人形峠環境技術センターの事業計画案「ウランと環境研究プラットフォーム」構想

人形峠環境技術センターでは、廃止措置を着実に進めつつ、地域や国際貢献を行うための仕組として、「ウランと環境研究プラットフォーム」構想を取りまとめ、平成２８年１２月２１日発表しました。
今後、地域の方々と意見交換を行う場等を設け、具体的な事業計画をとりまとめていく予定です。

別添1

人形峠環境技術センターの事業計画案の概要－「ウランと環境研究プラットフォーム」構想 －

人形峠環境技術センターでは、核燃料サイクルのフロントエンドの研究開発を60年以上にわたり進めてきました。平成13年3月のウラン濃縮原型プラント運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、その後は、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってきました。今後は、廃止措置を着実に進めるために不可欠な、ウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発に着手する予定です。「ウランと環境研究プラットフォーム」構想は、廃止措置を着実に進めるために必要なウランと環境をテーマとした研究開発（環境研究・ウラン廃棄物工学研究）を通じて、地域・国際社会への貢献を目指す仕組みです。



（出典：人形峠環境技術センターホームページ）

人形峠環境技術センター　各施設の沿革

製錬転換施設

昭和54年11月	製錬転換施設工事に着工
昭和57年3月	製錬転換施設全面運転開始
昭和57年12月	製錬転換施設で製造した六フッ化ウランを初出荷
	回収ウラン転換試験開始
昭和63年8月	回収ウラン利用実証試験研究開始
平成2年9月	回収ウラン利用実証試験研究終了
平成3年6月	回収ウラン転換実用化試験開始
平成4年8月	脱硝工程高度化確証試験開始
平成6年8月	回収ウラン転換実用化試験運転開始
平成11年7月	回収ウラン転換実用化試験運転を終了
平成12年9月	製錬転換施設の湿式設備解体を開始
平成13年4月	四フッ化ウラン破砕乾燥試験開始
平成14年3月	製錬転換施設の湿式設備解体を終了
平成19年3月	四フッ化ウラン破砕乾燥試験終了
平成20年4月	製錬転換施設の乾式設備解体を開始
平成24年7月	製錬転換施設の乾式設備解体を終了
平成25年1月	製錬転換施設の付帯設備解体開始

濃縮工学施設

昭和53年4月	ウラン濃縮パイロットプラントＯＰ-1建屋工事に着手
昭和53年7月	ウラン濃縮建設所を設置
昭和54年9月	ウラン濃縮パイロットプラントＯＰ-１Ａとして運転開始
昭和55年４月	ウラン濃縮パイロットプラントＯＰ-2建屋工事に着手
昭和55年10月	ウラン濃縮パイロットプラントＯＰ-１Ｂ運転開始
昭和56年4月	ウラン濃縮パイロットプラントの製品を初出荷
昭和57年3月	ウラン濃縮パイロットプラントＯＰ-2運転開始（全面運転）
昭和57年12月	ウラン濃縮パイロットプラントで濃縮したウランを「ふげん」に初出荷
昭和61年7月	ウラン濃縮パイロットプラントより再濃縮ウラン初出荷
平成2年3月	ウラン濃縮パイロットプラント試験終了
平成3年6月	高性能遠心分離機実用規模カスケード試験装置準備着手
平成3年10月	ウラン濃縮パイロットプラントを濃縮工学施設と改称
平成4年3月	実用規模カスケード試験装置建設工事着手
平成5年3月	実用規模カスケード試験装置完成
平成5年5月	実用規模カスケード試験装置運転試験開始
平成8年8月	遠心機処理設備建設工事着手
平成9年3月	実用規模カスケード試験装置運転試験終了
平成12年9月	遠心機処理設備のホット試験を開始
平成23年12月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）申請
平成24年8月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）の認可
平成25年11月	放射能濃度に係る確認（クリアランス確認）申請
平成26年3月	放射能濃度に係る確認証（クリアランス確認）受領
平成26年6月	OP-1ウラン操作室、OP-2ブレンディング室の設備解体に着手

ウラン濃縮原型プラント

昭和59年10月	ウラン濃縮原型プラント敷地造成工事に着手
昭和60年11月	ウラン濃縮原型プラントの建設に着手
昭和61年11月	ウラン濃縮原型プラントＤＯＰ-2建屋工事に着工
昭和63年4月	ウラン濃縮原型プラントＤＯＰ-1操業開始
平成元年5月	ウラン濃縮原型プラントＤＯＰ-2操業開始（全面運転）
平成8年9月	ウラン濃縮原型プラントによる回収ウランの再濃縮開始
平成11年11月	ウラン濃縮原型プラントＤＯＰ-2の運転終了
平成13年3月	ウラン濃縮原型プラントＤＯＰ-1の運転終了
平成13年11月	滞留ウラン回収試験開始
平成14年12月	滞留ウラン除去・回収試験開始
平成19年11月	第２運転単位（DOP-2）の滞留ウラン除去・回収試験終了
平成26年現在	第１運転単位（DOP-1）の滞留ウラン除去・回収に向けての準備中

（出典：人形峠環境技術センターホームページ）

環境放射線等測定項目（平成28年度）

（1）島根原子力発電所周辺環境放射線等測定項目

①空間放射線量

項 目	測定地点	測定月	備 考
線量率	境港市上道町 米子市河崎	連続	固定型モニタリングポスト
	境港市外江町 境港市竹内町 境港市財ノ木町 米子市彦名町 米子市和田町 米子市夜見町 米子市大篠津町		

②環境試料中の放射性核種の分析

・測定法：γ線スペクトロメトリー

・対象核種：^{54}Mn、^{59}Fe、^{58}Co、^{60}Co、^{137}Cs、^{131}I（一部試料のみ）

区 分	試 料	採取地点	採取月（予定）
浮遊じん	浮遊じん	境港市上道町 米子市河崎	毎月
降下物	降下物	境港市上道町 米子市河崎	毎月
陸水	池水	境港市小篠津町	11
	水道水（蛇口）	境港市上道町 米子市河崎	5,11
	水道水（原水）	米子市水道局（福市着水井）	
植物	松葉	境港市幸神町 米子市夜見町	10
陸土	陸土	境港市馬場崎町 米子市河崎	7
海水	表層水	葭津地先	4,10
		大篠津町地先	5,11
海底土	底質（表層）	葭津地先	10
		大篠津町地先	11
農産物	大根	境港市中海干拓	1
	白ネギ	境港市中海干拓	12
	精米	米子市夜見町	10
海産物	セイゴ	境港市近海	10
	イワガキ		7
	ナマコ		3
	ワカメ		4

・測定法：β線スペクトロメトリー
・対象核種：^{3}H

区 分	試 料	採取地点	採取月（予定）
陸水	池水	境港市小篠津町	11
	水道水（蛇口）	境港市上道町 米子市河崎	5
	水道水（原水）	米子市水道局（福市着水井）	
海水	表層水	葭津地先	10
		大篠津町地先	11

③大気中の放射能

項 目	測定地点	測定月	備 考
浮遊じん中の α線及びβ線	境港市上道町 米子市河崎	連続	ダストモニタ

（2）人形峠環境技術センター周辺環境放射線等測定項目

測定対象		測定項目	測定地点								測定月（採取月）
			木地山	栗祖	加谷	穴鴨	小河内	福吉	実光	鉛山	
空間線量		γ線量率	○								連続測定（固定局）
大気塵埃		全α放射能濃度 フッ素	○								連続測定（固定局）
空間線量		γ線量率		○				○	○	○	6,9,12,3
空間積算線量		γ線積算線量		○	○	○	○	○	○	○	
大気塵埃		全α放射能濃度 全β放射能濃度		○				○	○	○	3～5、6～8、9～11、12～2
陸水	河川水	ウラン238 ラジウム226		○	○	○	○				7,11,1
	飲料水	フッ素		○	○	○	○				7,8,11,1
土壌	河底土	ウラン238		○	○	○	○				7,11
	水田土	ラジウム226			○	○	○				7,11
	畑土	全β放射能濃度			○	○	○				7,11
	未耕土	フッ素		○							7,11
農作物	精米	ウラン238			○		○				11
	野菜	ラジウム226			○		○				6,11
樹葉		フッ素		○							7,11

※ 木地山は固定局、その他は移動局（モニタリング車）での測定

コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市：コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（9 箇所）

施　設　名	住　　所
大篠津公民館	米子市大篠津町１６１９－１
崎津公民館	米子市大崎１４６６－４
和田公民館	米子市和田町１８２９－１
富益公民館	米子市富益町７８８
彦名公民館	米子市彦名町２８５０－２
夜見公民館	米子市夜見町１６７９－１１
河崎公民館	米子市河崎２６２０
加茂公民館	米子市両三柳３３０５
住吉公民館	米子市旗ヶ崎７丁目１７－３０

◎境港市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧（17 箇所）

境港市立渡小学校	境港市渡町　901 番地
境港市立外江小学校	境港市外江町 2,105 番地
境港市立境小学校	境港市湊町 27　番地
境港市立上道小学校	境港市上道町 3,026 番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町 3,117 番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町　432 番地
境港市立誠道小学校	境港市誠道町 2,062 番地
境港市立第一中学校	境港市上道町　1,840 番地
境港市立第二中学校	境港市竹内町　2,438 番地
境港市立第三中学校	境港市外江町　1,372 番地
境港市渡公民館	境港市渡町 1,356 番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町 2,062 番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町 3,186 番地
境港市余子公民館	境港市竹内町 393 番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町 220 番地の3
境港市中浜公民館	境港市財ノ木町 668 番地

日頃から用意しておこう!

実際に「備え」てあるか、チェックしよう!



用意ができたら☑してみよう!

- ☐ 家族最低3日分の食料・飲料水
- ☐ ラジオ兼ライト(予備の電池)
- ☐ 携帯電話及び充電器
- ☐ フード付きのビニールカッパ
- ☐ 作業用手袋・マスク
- ☐ タオル・下着類
- ☐ 長そで・長スボン・帽子
- ☐ 救急薬品・常用薬・処方箋
- ☐ 預金通帳・印鑑・現金
- ☐ 健康保険証・運転免許証・権利証書
- ☐ 衛生用品(歯磨き用具等)・生理用品
- ☐ ティッシュ・ウェットティッシュ
- ☐ その他必需品(例:乳幼児のミルク・オムツなど)

※日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」なら、簡単に備蓄出来ます。

他にもあれば書いておこう!

☐ ☐

☐ ☐

わたしの避難先

●一時集結所:

●避　難　先:

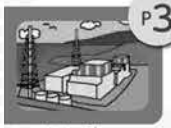
家族の連絡先

氏　名		生年月日	氏　名		生年月日
勤務先(学校等)		電話番号	勤務先(学校等)		電話番号
氏　名		生年月日	氏　名		生年月日
勤務先(学校等)		電話番号	勤務先(学校等)		電話番号

発行／編集
鳥取県 危機管理局 原子力安全対策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271　TEL:0857-26-7974　FAX:0857-26-8805
e-mail genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp
HPアドレス http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/

鳥取県の原子力防災のホームページはこちらから

保存版 平成29年　各家庭、事業所等に備えてください


P3 原子力災害とは?


P8 屋内退避とは?


P10 避難の方法とは?


P18 緊急時の医療体制は?


P20 放射線の基礎知識


P22 避難する場所は?

日頃の備えが大事!!

鳥取県 原子力防災ハンドブック



平成29年3月
発行／鳥取県

はじめに

このハンドブックは、万が一、島根原子力発電所で原子力災害が発生した際に、住民の方にとっていただく対応の手引きとして作成しています。
原子力災害の特徴やその時の必要な対応、放射線の基礎知識、日頃からの備えなどについて、まとめていますので、各家庭や事業所で保管し、活用してください。

鳥取県の原子力防災への取組

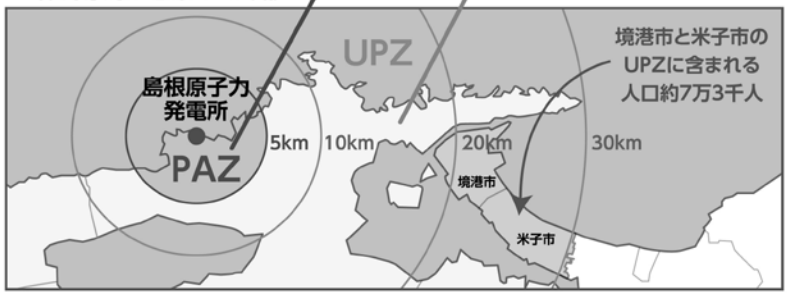
地域防災計画（原子力災害対策編）と広域住民避難計画

鳥取県では、島根原子力発電所の事故に備えて、様々な原子力防災対策を進めています。
福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成24年10月に原子力施設から概ね半径30kmの地域をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）とすることが定められ、境港市全域と米子市の一部地域がUPZに含まれました。
平成25年3月に、県・市では「地域防災計画（原子力災害対策編）」を全面修正するとともに、災害時の住民避難要領をまとめた「広域住民避難計画」を策定しました。（平成27年8月改定）
これらの計画に基づき、放射線を測定する機器や防護用の資機材の整備に加え、放射線の測定（モニタリング）を強化するために原子力環境センターを整備しました。また、原子力防災訓練を行い、防災技術の習熟とこれらの計画の実効性を向上させていきます。

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：概ね5km
放射性物質が環境へ放出される前に、直ちに避難を実施するなど予防的防護措置（避難等）を準備する区域。（※島根県松江市の一部）

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：概ね30km
原子力発電施設の状態や緊急時モニタリングの結果に基づき屋内退避、避難、一時移転、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

▼島根原子力発電所からの距離



県・市が行う事前対策の取組み

●中国電力の原子力防災対策や安全対策が適切に行われているか確認し、必要に応じて中国電力や国に是正を要求します。
●島根原子力発電所周辺の安全確保のため、必要に応じて中国電力との安全協定に基づき現地確認などを行います。
●災害発生時に迅速な対応ができるよう、平常時からの放射線の測定や各種の防護資機材を整備します。

① 原子力災害とは？

原子力災害は、原子力発電所で万が一事故が発生した場合に、放射性物質が外に漏れて、環境や住民に影響を及ぼす災害のことです。
原子力災害は、地震や台風などの災害とは違い、放射性物質や放射線は目に見えないなど、五感で感じることができません。但し、適切な対応をとることにより、被ばくや汚染を抑えることができます。このため原子力災害の特徴や被ばくなどへの影響についてあらかじめ知っておくことが大切です。

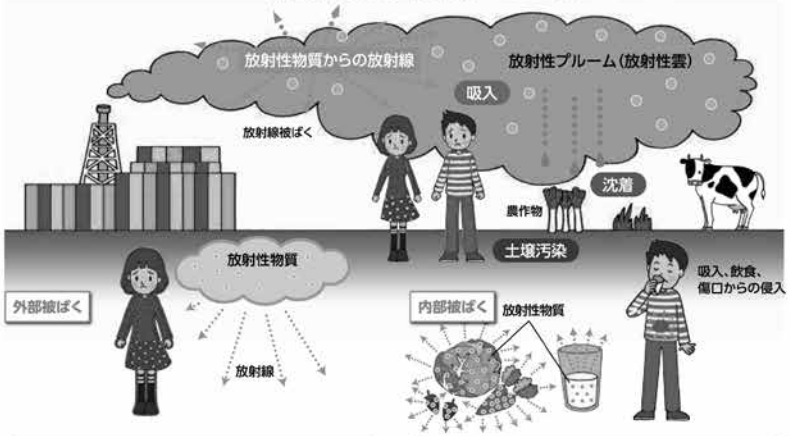
原子力災害の特徴

●放射性物質または放射線の存在は、放射線測定器を用いることにより検知することができますが、**目に見えないなど五感で感じることができないため、被ばくを自ら判断できません。**
●**原子力に関する専門的知識が必要**なため、専門的機関の役割や指示、助言等が重要となります。
●テレビやラジオなどからの県や市の情報に基づいて、**屋内退避**や**避難**などが必要となります。

原子力災害が発生するとどうなるの？

原子力発電所で事故が起きた場合、周辺に放射性物質が放出される恐れがあります。

●原子力災害発生時のイメージ図　※放射性物質・放射線は目に見えません



「被ばく」と「汚染」の違い

※被ばくや汚染を避ける方法があります。
●「被ばく」…放射線を受けることをいいます。
●「汚染」…放射性物質が皮膚や衣類に付着した状態であり、洗ったり拭き取ったりして、放射性物質を落とす作業（除染）を行います。

外部被ばくと内部被ばく

※外部被ばくだけでなく、内部被ばくにも注意が必要です。
●「外部被ばく」…体の外から放射線を受けることをいいます。
●「内部被ばく」…呼吸や食べ物、傷口から体内に入り込んだ放射性物質により、体内の組織や臓器が放射線を受けることをいいます。

② 対応の流れ

原子力発電所で事故が発生したらどうすればいいの?

原子力発電所で万が一事故が発生した場合、事態の進展に応じて屋内退避や避難などの予防的な防護措置を行います。事故の規模や影響などに応じて必要な防護措置が異なりますので、県や市からの情報に注意して正しく行動してください。

原子力災害における対応の流れ

事故発生

住民の皆様の対応		具体的な内容についてはこちら
情報の入手	特別な対応は必要ありませんが、情報に注意してください。県や市ではあらゆる情報発信手段を活用して、住民の皆様に事故の状況等についてお知らせします。	→「住民への伝達方法」(P6、7)
屋内退避の準備	不要不急な外出を控え、帰宅するなどして屋内退避の準備をしてください。 引き続き県や市からの情報に注意してください。	→「屋内退避」(P8、9)
屋内退避	屋外にいる人は自宅や近くの建物の中に入り、ドア・窓を閉めてください。 原則として外出は控えてください。	
避難の流れ		
避難	県や市からの避難指示に基づき行動してください。 避難指示が出ている区域や避難を開始する時間、避難先を確認してください。	→「避難の方法」(P10～P12) →「避難経路」(P13) →「安定ヨウ素剤の服用」(P14)
徒歩等 / マイカー / バス → 一時集結所	バス等で避難される方は、一時集結所に集合し、バス等で避難します。	
避難退域時検査	避難経路上に設置された検査会場で、放射性物質の付着の有無を確認します。 検査結果を記載した検査証明書が配布されます。	→「避難退域時検査」(P15～P17)
避難所	指定された避難所等に移動してください。 到着したら避難者名簿に氏名等を記入し、避難退域時検査会場で渡された検査証明書を提示してください。	→「避難先一覧」(P22～P27)

※原子力発電所で事故が発生しても直ちに避難が必要となるわけではありません。
県や市の情報に基づいて落ち着いて行動することが重要です。
※放射性物質の放出がなくても、今後放出が予測される場合など、状況によっては避難指示等が出される場合があります。

防護措置(屋内退避・避難等)の判断基準(UPZ(概ね30km)の対応)

万が一、原子力災害が発生した場合、あらかじめ判断基準を定めておくことにより、対策の実施を速やかに判断できるようになります。
・原子力発電所の状況に応じて、予防的な防護措置を行うための判断基準(EAL)
・放射性物質放出後に、モニタリングの結果に基づいて追加的な防護措置を行うための判断基準(OIL)
具体的な防護措置実施の判断は原子力規制委員会が行い、具体的な指示は県や市が行います。

放射性物質放出 前

	状態	防護措置
警戒事態 (EAL1)※1	異常事象の発生、またはそのおそれがある時 (例 大地震(島根県で震度6弱以上))	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。
↓事態進展		
施設敷地緊急事態 (EAL2)※1	放射線による影響が起きる可能性がある時 (例 原子炉施設の全交流電源の喪失が30分以上)	屋内退避の準備をお願いします。
↓事態進展		
全面緊急事態 (EAL3)※1	放射線による影響が起きる可能性が高い時 (例 原子炉の冷却機能喪失)	屋内退避等を実施してください。

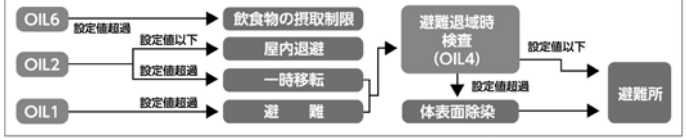
放射性物質放出 後

モニタリング結果に基づき、追加の防護措置の実施が判断されます。

放射性物質放出あり

防護措置		皆さんの対応
(OIL6)※2	0.5マイクロシーベルト/時間	飲食物を検査する区域を決定します。 検査結果に基づき摂取制限を行います。 摂取制限が出された飲食物を口にしないでください。
(OIL2)※2	20マイクロシーベルト/時間	1週間程度内に一時移転(避難)を実施してください。
(OIL1)※2	500マイクロシーベルト/時間	数時間内に避難や屋内退避等を実施してください。

●UPZ(原発から概ね5km～30km圏内)の対応



※放射性物質の放出がなくても、今後放出が予測される場合など、状況によっては避難指示等が出される場合があります

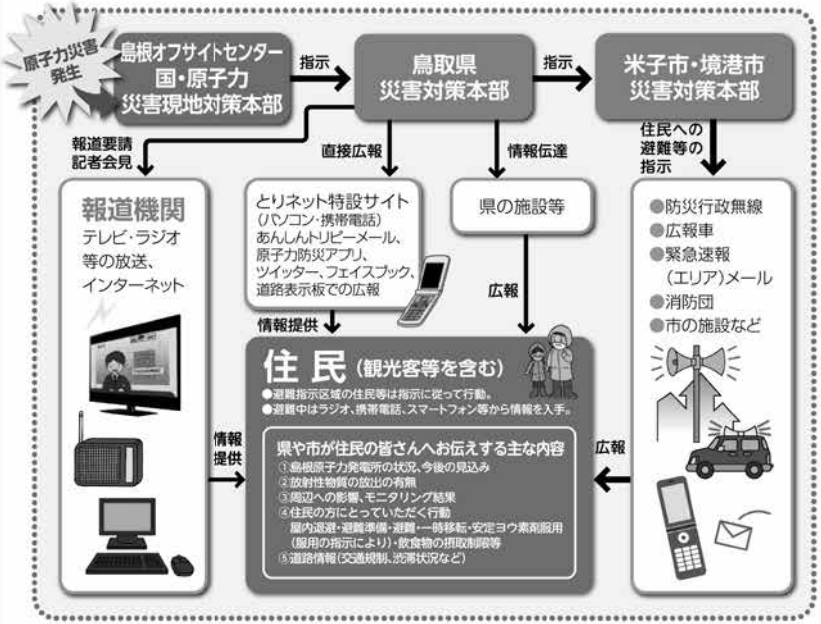
※1 EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル	※2 OIL(Operational Intervention Level):運用上の介入レベル
避難や屋内退避等の防護措置を原子力施設の状況に応じて実施するために、事前に定めた判断基準	避難や屋内退避等の防護措置の実施を判断するための放射線モニタリングなどの計測値の基準

③ 住民への伝達方法

どうやって知るの?

原子力事故が発生した場合、まずは、防災行政無線、緊急速報(エリア)メール、テレビ、ラジオなど、あらゆる情報発信手段を活用してお知らせします。その後、事故の状況や避難指示などの必要な対応・注意事項などの情報をお知らせします。
正しい情報に従って、落ち着いて行動してください。

情報伝達のフローチャート



※事故の状況や注意事項などについて、新聞などでもお伝えする予定にしています。

観光客等一時滞在者への情報伝達

テレビ、ラジオ、防災行政無線等により原子力発電所の事故情報等を伝達し、早期に帰宅するよう呼びかけます。また、外国人に対しては、多言語で情報伝達を行います。

ホームページ

トラブル発生等の緊急時には、原子力施設の状況や本県の対応状況、県民へのメッセージ等の緊急情報を掲載しますので、正しい情報を基に行動をお願いします。

●鳥取県の原子力防災のホームページでは、原子力防災に関する情報や緊急情報を提供しています。

●鳥取県の原子力防災の取組み
- 鳥取県原子力安全顧問の設置
- 原子力防災講演会の開催
- 原子力防災現地研修会(見学会)の開催
- 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の策定
- 鳥取県広域住民避難計画の策定と実効性の向上
- 原子力防災訓練の実施

●空間放射線の測定(モニタリング)結果

●島根原子力発電所に関する情報

●人形峠環境技術センターに関する情報

鳥取県　原子力　検索　HPアドレス　http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/

あんしんトリピーメール

あんしんトリピーメールは、登録いただいた方の携帯電話等に鳥取県内の防災情報等をメールでお送りするサービスです。携帯電話等から下記のアドレスにメールを送信し、返信メールを開いて登録手続きを行ってください。

e-tottori-safe@xpressmail.jp

QRコードで簡単登録
バーコード読取機能のある携帯電話の場合、右記のQRコードからメールを送信できます。

鳥取県原子力防災アプリ(スマートフォン対応)

鳥取県では、避難退域時検査会場、交通規制や道路の渋滞情報、ガソリンスタンドの情報、モニタリング情報などの情報をスマートフォンで確認することができるアプリを配布しています。

●App StoreまたはGoogle Playで無料ダウンロードできます。
詳細については、鳥取県原子力安全対策課のホームページをご覧ください。

ソーシャルメディアの活用

県では、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを用いた情報発信も行っています。

Twitter(ツイッター)
鳥取県危機管理局公式アカウント **@tottori_bousai**

Facebook(フェイスブック)
鳥取県危機管理局公式アカウント **@tottori.bousai**

緊急速報(エリア)メール

緊急速報(エリア)メールは、災害・避難情報、津波警報などの緊急性の高い情報を対象地域の携帯電話利用者に一斉送信するものです。

配信を行った場合、その配信地域内にある携帯電話やスマートフォンに緊急速報(エリア)メールが送信されます。

【留意事項】
●受信すると通常のメールと異なる専用の報知音、バイブレーション及び画面上の表示でお知らせします。
●マナーモードにしていても着信音が鳴ります。
●携帯電話の機種や設定によっては、受信しない場合があります。
●詳細については、携帯電話各社のホームページで確認をお願いします。

④ 屋内退避 屋内退避はどうすればいいの?

屋内退避とは、放射線による被ばくの影響を低減させるため自宅などの屋内に留まることです。
屋内退避の指示が出た場合には、速やかに建物の中に入り、ドア・窓を閉めるとともにエアコン・換気扇を止め、窓から離れるなどの被ばくを避ける行動をとりましょう。あわせて、口や鼻をマスク等で保護することも効果があります。

屋内退避の指示が出たら…

落ち着いて対応しましょう!



①住宅などの屋内に入りましょう

内部被ばく、外部被ばくを防ぐため、屋外にいる人は自宅や近くの建物の中に入りましょう。



②原則として外出は控えましょう

無用な被ばくを避けるため、県や市からの指示があるまでは外出は控えましょう。



③ドアや窓を閉め、エアコン等を止めましょう

外気が入らないように、ドアや窓を全て閉め、エアコン・換気扇等を止めましょう(外気を取り入れないエアコンは使用可)。



④窓などへ目張りをすると効果があります

換気口や窓と窓枠の隙間などに目張りすることで、窓などの隙間から放射性物質が屋内に入り込むことを防ぐ効果があります。



⑤屋内では窓から離れましょう

屋外からの放射線による外部被ばくを低減するため、できるだけ窓から離れ、部屋の中央に移動しましょう。



⑥着替え、手洗い・うがい等をしましょう

放射性物質の放出後に屋外から帰った場合、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別し、水と石けんで手、鼻、体をよく洗いましょう。



⑦食品にはフタやラップをしましょう

放射性物質による汚染を防ぐため、食品にはフタやラップをしましょう。また、飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておきましょう。



⑧正確な情報を確認しましょう

テレビ・ラジオ・防災行政無線・インターネット等による行政機関からの指示などに注意しましょう。

屋内退避は有効な手段です。

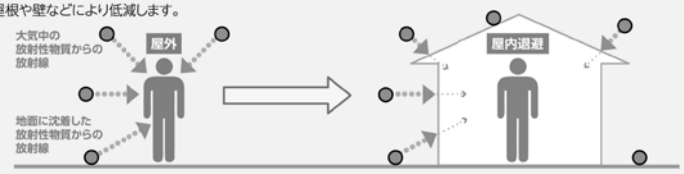
原子力災害が発生した時は、放射線による影響を回避したり、低減させることが重要であり、防護措置の一つとして屋内退避を行います。

原子力発電所から放出される放射性物質や放射性プルームにより、屋外にいると被ばくが増すおそれがあります。放射性物質が放出される前に、予防的に屋内に退避するとともに、放射性物質が通過あるいは放射性物質が地表面や建物に降下した場合でも、放射線が減衰するまで屋内退避を行うことで、外部被ばく・内部被ばくを低減することができます。

▼屋内退避の効果

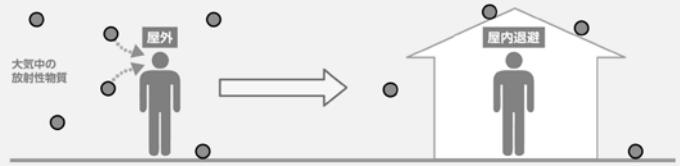
❶外部被ばくの低減

外部被ばくの低減には、遮へい物で放射線を遮る(遮へい)方法があります。
屋内に退避することで、大気中にある放射性物質や地表面等に沈着した放射性物質から出る放射線(ガンマ線)の影響が建物の屋根や壁などにより低減します。



❷内部被ばくの低減

内部被ばくは、呼吸や飲食などで放射性物質を体内に取り込むことで起こります。
屋内に入り建物の気密性を高めることで、大気中にある放射性物質が入り込むことを防ぎ、放射性物質の吸い込みを低減します。



※放射性物質や放射性プルームが通過中に屋外にいると、かえって影響を受けるおそれがあります。
※一般的には、木造家屋よりもコンクリート建物のほうが遮へい効果が高くなります。ただし、甲状腺被ばくについては、建物の構造による違いはあまりなく、建物の気密性が高いほうが効果があります。
※自動車の車内では、被ばくは低減しません。

▼屋内退避の注意点

・屋内退避は数日間継続することがあります。日頃から食料や飲料水の備蓄に努めましょう。また、長期にわたる場合には避難への切替を行うことがあります。 ※鳥取県では、最低3日分の備蓄をお願いしています。
・放射線の測定結果等により、屋内退避の指示の解除が判断されます。
・UPZ(概ね30km圏)外にも影響が及ぶ深刻な事態が想定される場合には、原子力発電所の施設の状態等を踏まえて、原子力規制委員会が屋内退避エリアの拡大を判断する場合があります。

⑤ 避難の方法 どうやって避難すればいいの?

県や市からの避難指示に基づいて行動します。
避難指示が出された対象区域や避難を開始する時間、避難先を確認し、落ち着いて行動してください。
避難はマイカーのほか、一時集結所から県や市が手配するバスなどで避難します。

※各地区の避難先施設や一時集結所はP22～P27をご確認ください

避難が必要になったら…

落ち着いて対応しましょう!

貴重品や日常生活に必要な物を携行しましょう



①正しい情報を入手しましょう

県・市からテレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車などの手段により、避難指示や必要な対応を伝達します。どのように避難するのか、正しい情報を入手しましょう。



②ビニールカッパ・帽子等を着用しましょう

身体の表面の汚染を防ぐため、フード付きのビニールカッパ、長袖ジャンパー・帽子等を着用して肌の露出を防ぎましょう。



③マスクをして内部被ばくを防ぎましょう

放射性物資の吸い込みを防ぐため、マスクをしたり、水で濡らして固くしぼったハンカチやタオルで口や鼻を覆ったりするなどしましょう。内部被ばくを防ぐ効果があります。



④マイカーやバス等で避難しましょう

避難の指示が出たら、マイカーによる避難のほか、市が指定する一時集結所に集合し、準備されたバス等で避難しましょう。また、避難の際は、近所に声かけをしましょう。



⑤一時集結所でも屋内退避をしましょう

内部被ばくや外部被ばくを防ぐため、一時集結所でも出来るだけ屋内で待ちましょう。



⑥車のエアコンは内部循環にしましょう

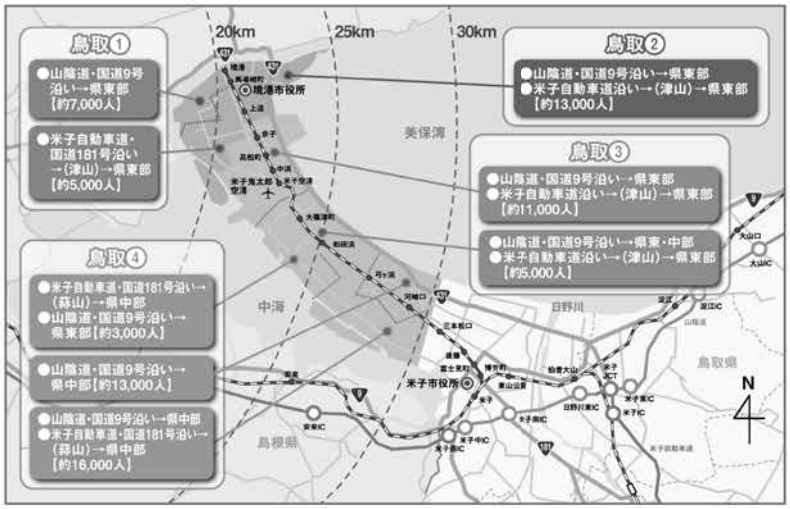
避難するときには、放射性物質を車内に取り込まないように窓を閉めましょう。また、エアコンは使用を控えるか、内部循環に切り替えましょう。

段階的避難の実施(30km圏全域で避難が必要になった時)

「広域住民避難計画」では、30km圏全域に避難が必要になった時、渋滞を避けるため、島根原子力発電所からの距離が**近い区域から段階的に避難**を行うよう計画しています。

避難区域を4分割(下図)し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動(車などに乗っている)時間を短縮することで被ばくのリスクなどの低減を図ります。

一斉に避難を行うと段階的に避難する場合に比べて、避難の移動時間(車に乗っている時間など)が長くなります。



※モニタリング結果等から、一部区域を対象として避難指示が発出されるケースもありますので、県・市からの情報に注意してください。

乳幼児・妊産婦等は、優先的に避難を

避難のポイント

乳幼児、妊産婦、障がい者、傷病者、入院患者等については、早期に避難準備を行い、優先避難を行います。避難の実施にあたっては、避難中に健康状態を悪化させないように十分配慮します。県や市からの情報に十分注意してください。



聴覚障がい者等の避難行動要支援者の避難

支援者(家族、地域住民など)とともに一時集結所に集結して、手話通訳者の避難誘導等により地域住民とともに避難します。なお、あんしんトリピーメールによる情報伝達では、ユニバーサルデザイン(背景色を緊急度で赤・黄・青と色分け)により、わかりやすく伝達します。

児童・生徒等の避難の流れ

原子力発電所で事故等が発生して、施設敷地緊急事態(EAL2)に進展したときには、直ちに休園・休校するとともに、屋内退避等により児童・生徒等の安全を確保します。なお、事態がさらに進展し、保護者への引き渡し前に避難指示が出されたときには、教職員の引率のもと直ちに学校等ごとに決められた避難所まで移動してから保護者に引き渡します。

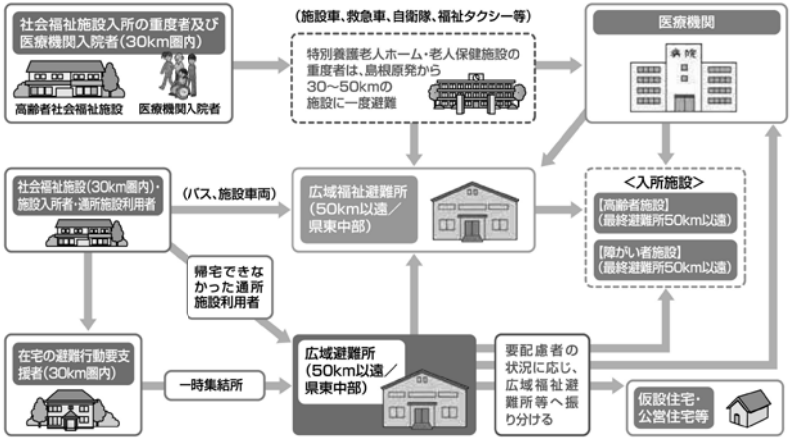
原子力災害発生時の対応について家族で相談し、確認しておきましょう。



社会福祉施設入所者等の避難

あらかじめ避難先として計画している広域福祉避難所に避難し、その後に最終避難先に避難します。

なお、重度者や入院者については、身体への負担を考え避難手段や受入先が整ってから避難することにしています。



観光客等一時滞在者の避難

防災行政無線や道路情報板等により原子力発電所の事故情報等を伝達し、早期の帰宅を呼びかけます。帰宅が間に合わない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難します。

外国人の避難

地域住民と同様に一時集結所に集結した後に避難所に避難します。災害情報等については、多言語により情報を提供するとともに、ホームページへの情報提供については、正しく翻訳されるよう「やさしい日本語」で提供します。

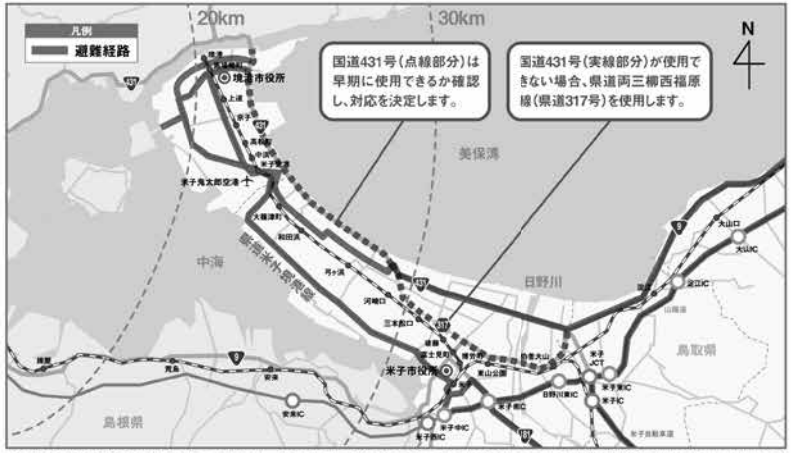
6 避難経路 避難の時はどこを通ればいいの?

弓ヶ浜半島内では、県道米子境港線(県道47号)や国道181号等を使用してUPZ圏外へ移動してください。そして鳥取県東部・中部へは、山陰道・国道9号沿い、米子自動車道・国道181号沿い、米子自動車道～中国自動車道沿いの3経路を使用してください。

避難にあたっては、主要な地点にいる警察官等の交通整理・誘導に従ってください。

避難経路

※道路の状況によっては、現場で迂回を誘導することがあります。現場の警察官等の指示に従ってください。



※鳥取県内の国道431号については、津波による影響を受けることが想定されており、早期に使用できるか確認し、その結果に基づき避難経路として使用するか決定します。

広域的な避難経路



避難経路① 山陰道・国道9号沿い

避難経路② 米子自動車道・国道181号沿い

避難経路③ 中国自動車道沿い

避難先である、鳥取県東部・中部へは、避難経路①～③に分かれて、避難していただきます。

避難先一覧(P22～27)で避難経路、避難先を確認してください。

※放射性物資の放出状況等により避難経路が変更される場合があります。

⑦ 安定ヨウ素剤の服用 安定ヨウ素剤とはどういうものなの?

安定ヨウ素剤は、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを低減する効果があります。
安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断に基づき、国や地方公共団体(県・市)の指示で行います。また、すぐに配布できるように、一時集結所、学校、福祉入所施設等に備蓄しています。

❶目的と効果

原子力災害の際には、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質が放出されることがあります。
このうち放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、のどの甲状腺に集まり、将来、甲状腺がんを発生させる可能性があります。
安定ヨウ素剤を服用することで、体内に取り込まれる放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、内部被ばくを防止・低減する効果が24時間続きます。これにより、甲状腺がんの発生リスクを低減することが期待されます。


▲安定ヨウ素剤(丸剤・ゼリー剤)

ただし、安定ヨウ素剤には、外部被ばくや、放射性ヨウ素以外の内部被ばく防止には効果がありません。このため、「早期の屋内退避や避難などの主たる防護措置」が最も大切です。

❷いつ、どこで飲むの?

- 服用は、国の原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部(本部長:内閣総理大臣)又は県や市の指示により行うこととされています。服用は原則1回で、服用指示が出た場合に一時集結所等で配布されます。
- 米子市及び境港市の「一時集結所」に、安定ヨウ素剤を備蓄しています。また、学校(住民分のほか児童・生徒分)、福祉入所施設(利用者分)などにも備蓄しています。
- 「一時集結所」で受け取られず、服用していない場合は、「避難退域時検査会場」で配布され、服用することができます。

▼安定ヨウ素剤の配布場所



❸服用に当たり、注意すること

服用量は年齢に応じて決まっています(例　丸剤:小学生1丸、中学生以上2丸)。また、乳幼児は基本的に規定量の液剤又はゼリー剤を服用します。
安定ヨウ素剤の服用で重篤な副作用が起こることは稀ですが、注意が必要です。

服用できない方:**安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方**
慎重に服用する必要がある方(心当たりがある方は、主治医に相談しておかれると安心です):
ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、高カリウム血症、先天性筋強直症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴

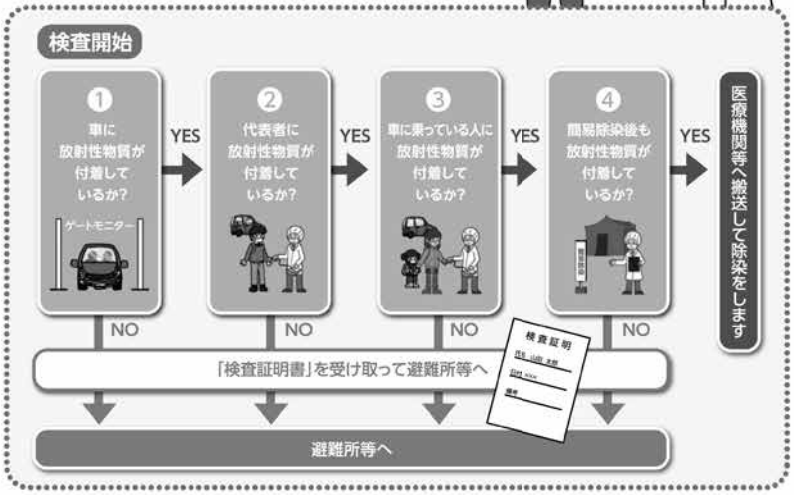
⑧ 避難退域時検査 避難退域時検査とはどんな検査?

体の表面に放射性物質が付着していないかを確認するための検査です。避難経路上に検査会場を設けますので、必ず検査を受けてください。検査は、車両による検査、代表者による検査、全員検査の流れで実施します。
代表者による検査及び全員検査では、放射性物質が付着している可能性が高い箇所(頭・顔、手、靴底)を重点的に検査します。

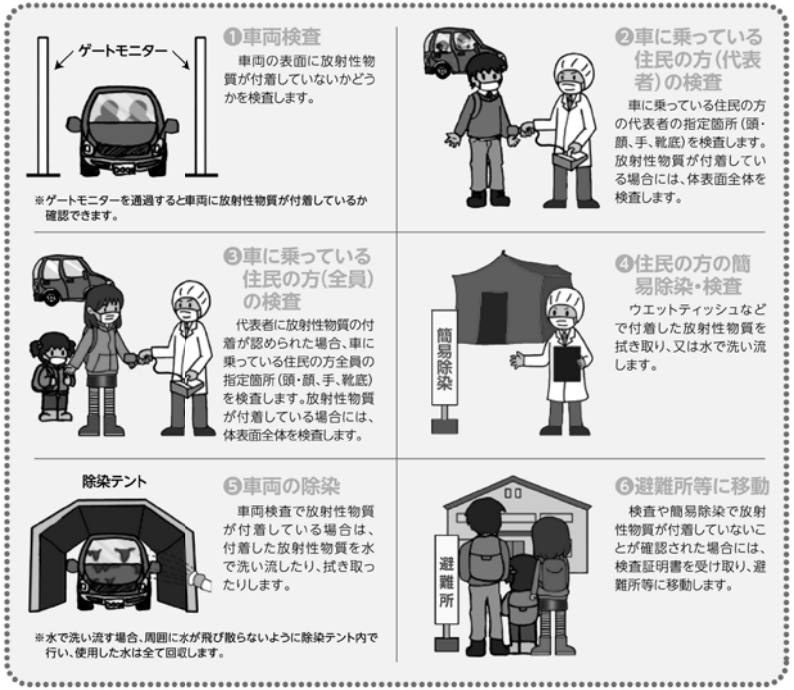
避難退域時検査の流れ

まず車両に放射性物質が付着していないかの検査をします。検査の結果、付着していることが確認された場合には、その車に乗っている住民の方の代表者の指定箇所(頭・顔、手、靴底)を検査します。
住民の方の代表者に放射性物質が付着していた場合、その車に乗っている住民の方全員の指定箇所及び車両の車内を検査します。
検査の結果、放射性物質が付着している場合には簡易除染を行い、付着していないことが確認できれば避難所に行きます。
※検査を受けると、検査結果を記載した「検査証明書」が配布されます。





避難退域時検査と簡易除染の実施



よくある質問Q&A

Q:なぜ車両を検査するの?
A:一般的に、放射性物質は、屋内退避していた住民の方の体表面よりも、屋外に置かれていた車両に多く付着しているものと考えられます。そのため、住民の方の代わりとして車両を検査します。

Q:住民の代表者を検査するだけでいいの?
A:自宅に屋内退避した家族等が自家用車により一緒に避難するときなど、概ね同じ行動をとった方については、まず代表者を検査するものです。(代表者に放射性物質が付着していた場合、全員を検査します。)

除染とは

除染とは、身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質を取り除くことです。ウエットティッシュ等で拭き取ることができます。なお、汚染の度合いが高く、検査会場で対応が困難な場合には、医療機関等へ搬送して除染をします。



避難経路と避難退域時検査会場



- ●避難経路沿いの避難退域時検査会場において、検査を受けます。
- ●交通渋滞状況、複合災害時の道路被災状況等に応じて予備経路を使用することがあります。
- ●避難退域時検査会場に避難支援ポイントを設け、情報(避難所情報、ガソリンスタンド情報)や物資等の提供を行います。

避難退域時検査会場

区分	検査会場		備考
	名 称	住 所	
避難支援ポイント併設(主要経路沿い)	❶名和農業者トレーニングセンター	〒689-3212 大山町名和1247-1	避難者(避難経路①)
	❷中山町農業者トレーニングセンター	〒689-3112 大山町下甲1022-5	
	❸東伯総合公園体育館	〒689-2356 琴浦町田越560	
	❹伯耆町岸本B&G海洋センター	〒689-4102 伯耆町大原1006-3	避難者(避難経路②または③)
	❺江府町立総合体育館	〒689-4413 江府町大字洲河崎62	
	❻倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	〒682-0411 倉吉市関金町関金宿1560-18	
	❼旧那岐小学校	〒689-1451 智頭町大背205	
避難所併設(東部・中部)	❶布勢総合運動公園県民体育館	〒680-0944 鳥取市布勢146-1	避難者のうち検査を受けられなかった者
	❷鳥取空港国際会館	〒680-0947 鳥取市湖山町西4丁目110-5	
	❸倉吉体育文化会館体育館	〒682-0023 倉吉市山根529-2	
保健所併設 ※米子は速やかに、鳥取・倉吉は避難指示後20時間以降に設置。	鳥取保健所	〒680-0901 鳥取市江津730	検査希望者
	倉吉保健所	〒682-0802 倉吉市東巌城町2	
	米子保健所	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45	

資料:鳥取県健康政策課

⑨ 災害時の医療体制 原子力災害時の医療体制はどうなっているの?

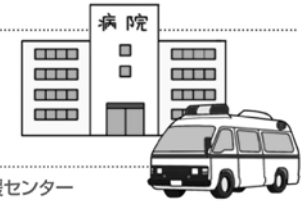
原子力災害時においても医療を提供できるようにするため、県内16の医療機関を原子力災害時の医療機関として指定しています。また、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターと連携をとり、傷病者や被ばく患者、被ばくが疑われる患者に対して適切な診療等を行える体制を確保しています。

医療機関等

初期被ばく医療機関（14機関）

●一般の救急処置（外傷等に対する治療）
●簡易除染（洗浄や拭き取り）

西部：済生会境港総合病院、博愛病院、山陰労災病院、米子医療センター、西伯病院、日野病院、日南病院
中部：鳥取県立厚生病院、野島病院、清水病院
東部：鳥取赤十字病院、鳥取市立病院、岩美病院、智頭病院



二次被ばく医療機関

●全身シャワー、頭髪の洗浄
●高線量被ばく患者への対応
●ホールボディカウンタによる内部被ばく状況の確認

鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院

高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター

●二次被ばく医療機関で対応できない高度専門的な治療等を行います。
●二次被ばく医療機関に対する支援や原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行います。

広島大学（広島市）

医療機関位置図



⑩ 放射線の測定体制 放射線はどこで測っているの?

平常時から環境放射線の測定を行っていますが、原子力災害時には、測定を強化し、避難などの防護措置や飲食物の摂取制限などの判断を行います。
測定結果はホームページ等で公開しています。

環境放射線測定（モニタリング）体制

モニタリングポストによる連続測定

平常時から空気中の放射線を24時間体制で監視しています。

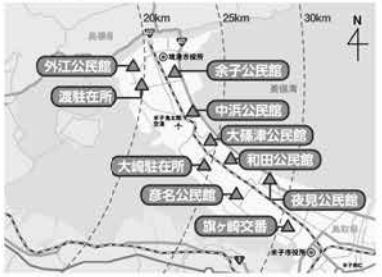


放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストといいます。

▼県内のモニタリングポスト位置図
（固定型モニタリングポスト）



▼可搬型モニタリングポスト



農水産物のモニタリング

米や野菜（白ネギ類、大根）、樹業・魚介類等の測定をしています。



土壌のモニタリング

公園等の一般環境の土壌の測定をしています。



水道水のモニタリング

水道水（原水や蛇口水）の測定をしています。



降下物、大気浮遊じんのモニタリング

雨や大気中のちりやほこりを測定しています。



詳しい測定内容はホームページで

●鳥取県環境放射線モニタリングシステム
http://monitoring.pref.tottori.lg.jp/pg/map/index.php

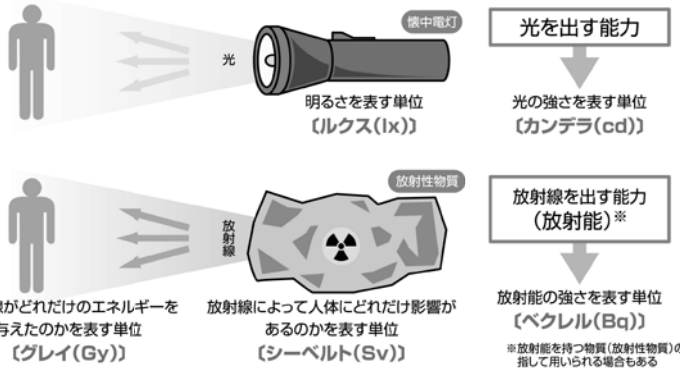
●原子力規制委員会
（放射線モニタリング情報）
http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/



⑪ 普段からの知識 放射線の基礎知識

放射能・放射線・放射性物質

「放射線」を出す物質を「放射性物質」、「放射線」を出す能力のことを「放射能」といいます。
放射能、放射線、放射性物質については、その関係を懐中電灯に例えることができます。
懐中電灯の光を「放射線」とすると、「放射性物質」は「懐中電灯」本体に例えられます。
「放射能」とは、放射線を出す能力のことですので、懐中電灯では、光を出す能力に例えられます。また、懐中電灯から離れるほど光が弱くなるように、放射性物質から離れるほど放射線も弱くなります。



放射能・放射線の単位

▼Bq(ベクレル):放射能の強さを表す単位
原子の中には、原子核のバランスが悪く壊れやすい(不安定な)性質のものがあります。これが放射性物質です。1ベクレルは1秒間に1個の原子核が壊れる(このとき放射線が放出されます)ことを表します。

▼Sv(シーベルト):人体への影響の度合いを表す単位
放射線を受けたときの人体への影響度合いを表します。この単位で計算して同じ値であれば、自然放射線でも人工放射線でも、また外部被ばくでも内部被ばくでも、人体への影響の度合いは同じです。

▼Gy(グレイ):体やものが吸収したエネルギー量を表す単位
放射線にあたったときに、体やものが吸収したエネルギーの量を表します。

※緊急時には1mGy=1mSvと扱います

▼補助単位(ミリ、マイクロ、ナノ)の関係

10の累乗倍	記号	読み	数字	日本語
10^{0}			1	
10^{-3}	m	ミリ	0.001	千分の1
10^{-6}	μ	マイクロ	0.000001	百万分の1
10^{-9}	n	ナノ	0.000000001	10億分の1

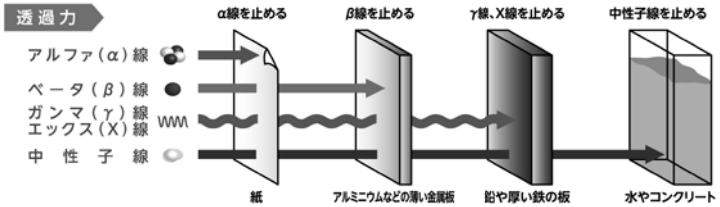
高 mGy/h(ミリグレイ/時間) ⟵ 1,000倍
μGy/h(マイクログレイ/時間) ⟵ 1,000倍
低 nGy/h(ナノグレイ/時間)

1mSv(ミリシーベルト)=1,000μSv(マイクロシーベルト)

放射線の種類と透過力

放射線には、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線などの種類があります。
放射線には物質を突き抜ける能力(透過力)があり、放射線の種類によって突き抜ける能力が異なります。
放射線はいろいろな物質でさえぎることができます。

▼放射線の種類と透過力

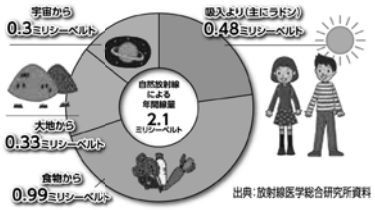


※アルファ線:ヘリウムの原子核　ベータ線:電荷を持った粒子　ガンマ線・エックス線:電磁波　中性子線:電荷を持たない粒子(中性子)

日常生活における放射線

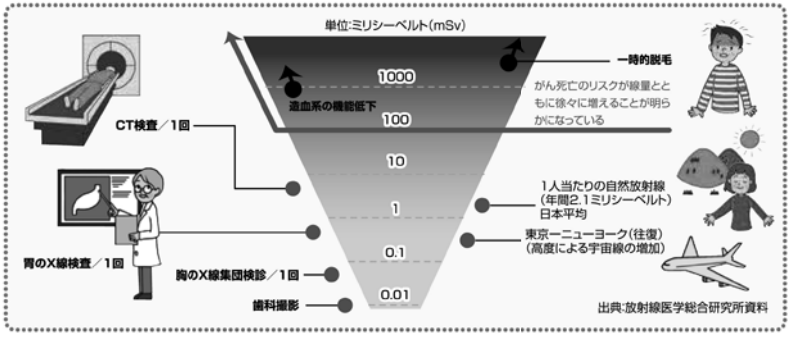
私たちは、日常生活の中で自然界からの放射線を受けて生活をしています。例えば、大地からはウランやラジウムなどが放射線を放出しており、空からは宇宙線が降り注いでいます。また、空気中や食物中にも放射線は含まれており、これらを「**自然放射線**」と呼んでいます。
自然放射線とは別に、病気の診断や治療等の医療(X線検診など)でも放射線を受けており、これらを「**人工放射線**」と呼んでいます。

▼自然放射線の年間線量(1人当たり)



出典:放射線医学総合研究所資料

▼身の回りの放射線被ばく



出典:放射線医学総合研究所資料

避難先一覧

境港市

※「避難経路」については、13ページをご参照ください。
※放射性物質の放出状況等により避難経路が変更される場合があります。

地区名1（小学校区）	地区名	一時集結所	避難経路	避難先 施設名	電話番号	市町名
外江（とのえ）地区	外江4区 外江5区	外江小学校	避難①・③	日進小学校	0857-23-3371	鳥取市
				日進地区公民館	0857-23-3960	
				鳥取市文化センター	0857-27-5181	
	外江6区 外江7区			人権交流プラザ（中央人権福祉ｾﾝﾀｰ）	0857-24-8241	
				明徳小学校	0857-23-5661	
				明徳地区公民館	0857-23-0988	
				富桑地区公民館	0857-27-4585	
	外江8区 外江9区 西工業団地			富桑小学校	0857-22-4239	
				富桑体育館	0857-27-4585	
				城北体育館	0857-20-3373	
				城北小学校	0857-23-0381	
				中ノ郷体育館	0857-21-5393	
	外江10区			中ノ郷小学校	0857-26-3536	
	外江12区	第三中学校		南中学校	0857-22-3617	
				美保小学校	0857-22-4939	
	外江3区	外江公民館		中之郷地区公民館	0857-21-5393	
				稲葉山小学校	0857-22-8511	
				稲葉山地区公民館・稲葉山体育館	0857-24-2542	
				美保地区公民館	0857-26-3981	
	外江11区			東中学校	0857-22-3017	
				岩倉体育館	0857-22-5621	
	芝町	市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。		鳥取産業体育館	0857-24-2815	
				城北地区公民館	0857-26-3997	
	清水町		避難①	岩倉地区公民館	0857-22-5621	
				岩倉小学校	0857-27-8101	
				美保南小学校	0857-53-4454	
				美保南地区公民館	0857-53-4798	
				美保南体育館	0857-53-4798	
渡（わたり）地区	渡1区	第三中学校	避難①	鳥取市武道館	0857-26-8038	鳥取市
				久松小学校	0857-23-3401	
	渡2区	渡小学校		鳥取市教育センター	0857-36-6060	
	渡3区 渡4区			久松会館	0857-23-4148	
				醇風地区公民館	0857-26-2568	
				修立地区公民館	0857-26-5914	
				鳥取市教育センター	0857-36-6060	
	渡5区 渡6区 渡7区	渡公民館		とりぎん文化会館（県民文化会館）	0857-21-8700	
	渡16区	第三中学校				
	渡8区 渡11区	渡小学校		鳥取東高等学校	0857-22-8495	
	渡14区 渡15区			西中学校	0857-23-3341	
	渡18区 渡19区	第三中学校		遷喬小学校	0857-22-4539	
				遷喬地区公民館	0857-27-8562	
	森岡町（東森岡）	渡小学校		醇風小学校	0857-22-7271	
	〃（西森岡）	第三中学校		北中学校	0857-22-3417	
	中海干拓地	-		-	ー	

地区名1（小学校区）	地区名	一時集結所	避難経路	避難先 施設名	電話番号	市町名
渡（わたり）地区	夕日ヶ丘2丁目	竜ヶ山公園	避難①	青谷町体育館	ー	鳥取市
				青谷町農林漁業者トレーニングセンター	0857-85-2359	
				青谷町コミュニティセンター公民館（多目的ホール）	0857-85-1141	
				青谷地区公民館	0857-37-7420	
境（さかい）地区	弥生町	市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。	避難①・③	面影小学校	0857-22-4502	鳥取市
				桜ヶ丘中学校	0857-22-8301	
	米川町			面影地区公民館	0857-24-9033	
				倉田体育館	0857-53-2259	
				倉田小学校	0857-53-1042	
	馬場崎町	境高等学校		江山中学校	0857-53-0600	
				美和小学校	0857-53-2355	
				大正地区公民館	0857-26-3982	
	大正町	境小学校		豊実体育館	0857-24-0604	
				豊実地区公民館	0857-24-0604	
	明治町			布勢総合運動公園	0857-28-7220	
	京町			美穂地区公民館	0857-53-0173	
	栄町			大正小学校	0857-22-2739	
	湊町			布勢総合運動公園	0857-28-7220	
	日ノ出町			大正体育館	ー	
	本町			大和地区公民館	0857-53-0404	
	相生町			大和体育館	0857-53-0404	
	末広町	境公民館		布勢総合運動公園	0857-28-7220	
	元町			東郷体育館	ー	
				東郷地区公民館	0857-53-0456	
				東郷小学校	0857-53-2542	
	浜ノ町 蓮池町	第二市民体育館		湖南学園	0857-57-0021	
				大郷会館（湖南地区公民館分館、湖南体育館）	0857-54-0226	
	松ヶ枝町	境小学校		松保体育館	0857-28-1192	
	中町	境公民館		布勢総合運動公園	0857-28-7220	
	東本町	第一中学校		（旧）湖南中学校	ー	
	朝日町 入船町			神戸地区公民館	0857-55-0001	
				神戸小学校	0857-55-0007	
	東雲町 花町			高草中学校	0857-22-4455	
				世紀小学校	0857-23-0197	
	岬町 昭和町			明治小学校	0857-56-0001	
				明治地区公民館	0857-56-0005	
上道（あがりみち）地区	上道1区 上道2区	上道小学校	避難①	湖山西体育館	0857-31-3581	鳥取市
				鳥取商業高等学校	0857-28-0156	
	上道7区	境高等学校		賀露小学校	0857-28-1005	
				賀露地区公民館	0857-28-1034	
				海洋の家体育館	ー	
	上道3区	上道小学校		湖山小学校	0857-28-1020	
				湖山地区公民館	0857-28-1017	
	上道4区	境高等学校		鳥取湖陵高等学校	0857-28-0250	
	上道5区 上道8区	第一中学校		鳥取緑風高等学校	0857-37-3100	
				湖東中学校	0857-28-1064	
				湖山体育館	0857-28-1017	
	上道6区	上道公民館		末垣地区公民館	0857-59-1147	
				末垣小学校	0857-59-0321	
余子（あまりこ）地区	中野1区	境高等学校 市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。	避難①・③	千代水体育館	0857-27-4813	鳥取市
				浜坂小学校	0857-27-0833	
	中野2区			鳥取工業高等学校	0857-51-8011	
	中野3区			千代水地区公民館	0857-27-4813	
				浜坂体育館	0857-27-0711	
				浜坂地区公民館	0857-27-0711	
				米里体育館	0857-51-8128	

地区名1（小学校区）	地区名	一時集結所	避難経路	避難先 施設名	電話番号	市町名
余子（あまりこ）地区	中野4区	境高等学校 市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。	避難①・③	津ノ井小学校	0857-51-8136	鳥取市
				津ノ井体育館	0857-51-8253	
	中野5区			中ノ郷中学校	0857-24-2531	
				米里小学校	0857-51-8038	
				若葉台小学校	0857-52-7200	
	福定町	境港総合技術高等学校		米里地区公民館	0857-51-8128	
				津ノ井地区公民館	0857-51-8253	
				若葉台地区公民館	0857-52-2616	
				若葉台体育館	0857-52-2616	
				大茅体育館	ー	
				成器体育館	0857-39-0563	
				国府東小学校	0857-22-4872	
	竹内1区	余子小学校 境港総合技術高等学校 第二中学校		谷地区公民館	0857-24-1636	
				国府町コミュニティセンター	0857-24-1642	
				福部未来学園中学校	0857-75-2334	
	竹内2区			宮ノ下小学校	0857-22-6827	
				福部未来学園小学校	0857-75-2004	
				河原第一小学校	0858-85-0550	
	竹内3区			国府地区保健センター	0857-39-0556	
				福部町コミュニティセンター（福部地区公民館）	0857-75-2030	
				福部町体育館	ー	
	竹内4区			国府中学校	0857-27-5261	
				あおば地区公民館（国府町土地区画整理記念館）	0857-24-0417	
	美保町 竹内団地	余子公民館		河原町コミュニティセンター	0858-76-3123	
				河原地区公民館	0858-85-2959	
				国英地区公民館	0858-85-0448	
	高松町	誠道小学校		河原町総合体育館	0858-85-0666	
				八上地区公民館	0858-85-2951	
				河原中学校	0858-85-0604	
誠道（せいどう）地区	誠道2区	誠道公民館	避難①・③	岩美北小学校体育館	0857-72-0266	岩美町
	誠道3区					
	誠道1区			岩美中学校体育館	0857-72-0121	
	誠道19区	誠道小学校				
	誠道6区			中央公民館	0857-72-0510	
	誠道7区			岩美高等学校（体育館）	0857-72-0474	
	誠道（夕顔）					
中浜（なかはま）地区	三軒屋町	亀ヶ山公園	避難①・③	岩美西小学校体育館	0857-72-8200	岩美町
				網代コミュニティセンター	0857-72-3564	
				大岩交流センター	0857-72-0096	
				一寸法師の館	0857-76-0636	
	夕日ヶ丘1丁目			岩美町民体育館	0857-72-0510	
				東コミュニティセンター	0857-72-8063	
				田後コミュニティセンター	0857-72-0127	
				中央公民館	0857-72-0510	
	麦垣町	中浜小学校		岩美南小学校	0857-37-5222	
				岩美町文化センター	0857-72-1931	
	新屋町			郡家西小学校体育館	0858-73-0031	八頭町
				郡家保健センター	0858-72-3566	
				八頭中学校体育館	0858-72-0020	
	小篠津町	中浜小学校		八東保健センター	0858-84-2361	
				旧丹比小学校	ー	
		亀ヶ山公園		八東小学校（旧八東中学校）	ー	
				八東体育文化センター	0858-84-1176	
	財ノ木町	中浜公民館		八頭高等学校	0858-72-0022	
	佐斐神町					
	幸神町	幸神体育館		船岡保健センター	0858-73-0672	
				船岡小学校	0858-72-0151	
				船岡トレーニングセンター	0858-73-0621	

出典：境港市資料

米子市

※「避難経路」については、13ページをご参照ください。
※放射性物質の放出状況等により避難経路が変更される場合があります。

地区名1（小学校区）	地区名	一時集結所	避難経路	避難先 施設名	電話番号	市町名
大篠津（おおしのづ）公民館区（大篠津町）	御崎・上口	大篠津公民館 大篠津小学校 美保中学校	避難①・③	宝木小学校	0857-82-0803	鳥取市（気高町）
				瑞穂小学校	0857-82-0361	
	立原			逢坂小学校	0857-84-2026	
	清和・美保ヶ丘・旭ヶ丘1区・旭ヶ丘2区			気高町コミュニティセンター（浜村地区公民館）	0857-82-6830	
				気高町農業者トレーニングセンター	0857-82-2322	
				浜村小学校	0857-82-0720	
	山口・灘口・灘浜			鹿野小学校	0857-84-1100	
				鹿野町農業者トレーニングセンター	0857-84-2131	
崎津（さきつ）公民館区（陸津、大崎、大篠津町、彦名町、富益町の一部）	崎津1・2区	崎津公民館 崎津小学校	避難①	青谷高等学校	0857-85-0511	鳥取市（青谷町）
	崎津3・4・5区		避難②	倉吉市営体育センター	0858-22-5674	倉吉市
				倉吉市営武道館	0858-22-6989	
				和田東町老人憩の家	ー	
	崎津6区			倉吉西中学校	0858-28-2841	
				小鴨公民館	0858-28-0964	
	崎津7区			倉吉西高等学校	0858-28-1811	
	崎津8区			上小鴨小学校	0858-28-0954	
	崎津9区			明倫公民館	0858-22-0642	
	崎津10区			上小鴨公民館	0858-28-0953	
和田（わだ）公民館区（和田町）	和田1・2・3・4・5・6・7・8区	和田公民館 和田小学校	避難①	倉吉未来中心	0858-23-5390	倉吉市
				倉吉交流プラザ	0858-47-1181	
				倉吉市文化活動センター	0858-23- 095	
	和田9区			倉吉東中学校	0858-22-6295	
	和田11区			上灘小学校	0858-22-4772	
富益（とみます）公民館区（富益町）	川上	富益公民館 弓ヶ浜中学校 弓ヶ浜小学校	避難①・②	ハワイアロハホール	0858-35-5678	湯梨浜町
				保健福祉センターつわぶき荘	0858-34-6002	
				羽合西コミュニティー施設	ー	
	南口			羽合体育館	ー	
	上部			北溟中学校	0858-35-2731	
				羽合小学校	0858-47-5801	
	西新田			はわいトレーニングセンター	ー	
	上中			泊小学校	0858-34-2692	
				泊体育館	ー	
	中村			東郷小学校	0858-48-6700	
	下中			東郷中学校	0858-32-0456	
	西中・北口			東郷湖羽合臨海公園	0858-32-2189	
	上新田			湯梨浜町文化会館	0858-32-0963	
	下新田			湯梨浜町役場講堂	0858-35-3111	
彦名（ひこな）公民館区（彦名町）	彦名1区	彦名公民館 彦名小学校	避難①・②	三朝町総合スポーツセンター	0858-43-2266	三朝町
	彦名2区			倉吉農業高等学校	0858-28-1341	倉吉市
	彦名3区			高城公民館	0858-28-0950	
	彦名4区			三朝町総合文化ホール	0858-43-3512	三朝町
	彦名5区			高城小学校	0858-28-0961	倉吉市
	彦名6・7区			倉吉総合産業高等学校	0858-26-2851	
				上井公民館	0858-26-1736	

地区名1（小学校区）	地区名	一時集結所	避難経路	避難先		
				施設名	電話番号	市町名
彦名〔ひこな〕公民館区（彦名町）	彦名8区	彦名公民館 彦名小学校	避難①・②	久米中学校	0858-28-1241	倉吉市
	彦名9区				ー	
	彦名9区の1			灘手小学校	0858-22-5404	
	彦名10区			河北中学校	0858-26-1341	
	彦名11区			河北小学校	0858-26-1630	
	彦名12区			北谷小学校	0858-28-0962	
	彦名 13・14区			ブランナールみささ	0858-43-2211	三朝町
				竹田町民体育館	0858-44-2535	
				農林漁業者トレーニングセンター	ー	
				三朝中学校寄宿舎	0858-43-0003	
夜見〔よみ〕公民館区（夜見町）	夜見1区	夜見公民館	避難①	北条小学校体育館	0858-36-2063	北栄町
				北条中学校	0858-36-4800	
	夜見2区			生涯学習センター	0858-52-1111	琴浦町
				八橋小学校	0858-52-2950	
				浦安小学校体育館	0858-52-2404	
	夜見3区			赤碕小学校体育館	0858-55-0506	
				船上小学校体育館	0858-55-0601	
				旧安田小学校体育館	ー	
				旧以西小学校体育館	ー	
				赤碕中学校体育館	0858-55-0002	
	夜見4区			東伯文化センター	0858-52-2773	
	夜見5区			旧古布庄小学校	ー	
	夜見6区			東伯中学校体育館	0858-52-2326	
河崎〔かわさき〕公民館区（河崎）	浜橋	河崎公民館 河崎小学校	避難①	北条ふれあい会館	ー	北栄町
	御建・四軒屋			鳥取中央育英高等学校	0858-37-3211	
	伯母山			大栄中学校体育館	0858-37-2024	
	芝谷			鴨川中学校	0858-45-2555	倉吉市
	河崎団地東			大栄小学校体育館	0858-37-2041	北栄町
	河崎団地西			旧山守小学校	ー	倉吉市
				関金小学校	0858-45-2556	
	河崎南			大栄体育館	0858-37-2137	北栄町
				大栄ふれあい会館	ー	
	河崎新田			上北条小学校	0858-26-6355	倉吉市
				西郷小学校	0858-26-3020	
	河崎グリーンハイツ			伯耆しあわせの郷	0858-26-5581	
住吉〔すみよし〕公民館区（安倍の全域、旗ヶ崎、上後藤の一部）	旗ヶ崎3区南	住吉公民館 住吉小学校 後藤ヶ丘中学校	避難①・②	成美公民館	0858-55-2316	琴浦町
				安田公民館	0858-55-1848	
				以西公民館	0858-55-7550	
				赤碕勤労者体育センター	ー	
				赤碕文化センター	0858-55-0741	
	旗ヶ崎3区北			明倫小学校	0858-22-6175	倉吉市
				小鴨小学校	0858-28-0965	
				社小学校	0858-28-0951	
				農村環境改善センター	0858-28-2090	

地区名1（小学校区）	地区名	一時集結所	避難経路	避難先		
				施設名	電話番号	市町名
住吉〔すみよし〕公民館区（安倍の全域、旗ヶ崎、上後藤の一部）	旗ヶ崎3区北	住吉公民館 住吉小学校 後藤ヶ丘中学校	避難①・②	倉吉養護学校体育館	0858-28-3500	倉吉市
				上小鴨小学校広瀬分校体育館	0858-28-3238	
				はばたき人権文化センター	0858-22-0232	
				倉吉福祉センター	0858-22-9801	
				まちかどステーション	0858-23-4300	
				JA鳥取中央	0858-23-3000	
	上後藤2区			活性化センターはまなす	0858-34-3555	湯梨浜町
				中央公民館泊分館	0858-34-3011	
				青少年の家	0858-34-2983	
				漁村センター	0858-34-2050	
				羽衣会館	0858-32-0224	
				桜コミュニティー施設	ー	
				中央公民館	0858-32-1116	
				花見コミュニティー施設	ー	
	上後藤4区			社公民館	0858-28-2155	倉吉市
				北谷公民館	0858-28-0969	
	安倍			倉吉東高等学校	0858-22-5205	
				成徳小学校	0858-22-6173	
				上灘公民館	0858-22-0640	
				成徳公民館	0858-22-1301	
				灘手公民館	0858-22-5401	
	中ノ海1・2区			県立倉吉体育文化会館・体育館	0858-26-4441	
				上井児童センター	0858-26-9985	
				エキパル倉吉	0858-24-5963	
				松柏学院倉吉北高等学校	0858-26-1351	
				鳥取短期大学	0858-26-1811	
加茂〔かも〕公民館区（両三柳の一部）	加茂5区西	加茂公民館 加茂小学校 加茂中学校	避難①	聖郷小学校	0858-52-3016	琴浦町
	加茂5区中			東伯勤労者体育センター	0858-52-2797	
	加茂住宅			西小学校寄宿舎	ー	三朝町
				高勢公民館（体育館）	0858-43-1040	
	三柳団地3区			上北条公民館	0858-26-1763	倉吉市
				西郷公民館	0858-26-2046	
	三柳団地4区			県立農業大学校	0858-45-2411	
				関金町山口多目的研修集会施設	ー	
	三柳北			北条体育館	ー	北栄町
				北条農村環境改善センター	ー	
				大誠体育館	ー	
	浜河崎			農業者トレーニングセンター	0858-55-2707	琴浦町

出典:米子市資料

発　行　　平成 29 年３月

発行者　　鳥取県（危機管理局原子力安全対策課）

〒 680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

電　　話：0857-26-7974

ﾌｧｸｼﾐﾘ：0857-26-8805

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/

E-mail：genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp